

## 平成25年第3回御宿町議会定例会

### 議事日程（第2号）

平成25年9月11日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 選任第1号 常任委員会委員の選任について
- 日程第 3 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 4 報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成24年度健全化判断比率について
- 日程第 5 報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成24年度資金不足比率について
- 日程第 6 議案第1号 備品の取得について
- 日程第 7 議案第2号 御宿町財産の交換、譲与及び無償貸付等に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第3号 御宿町子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第10 議案第5号 平成25年度御宿町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第6号 平成25年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第7号 平成25年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第8号 平成25年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第1号）

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

- 追加日程 発議第1号 総務委員会の閉会中の所掌事務審査（調査）の件
- 追加日程 発議第2号 産業建設委員会の閉会中の所掌事務審査（調査）の件
- 追加日程 発議第3号 教育民生委員会の閉会中の所掌事務審査（調査）の件
- 追加日程 発議第4号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務審査（調査）の件

---

出席議員（11名）

1 番	大 野 吉 弘 君	2 番	新 井 明 君
3 番	石 井 芳 清 君	4 番	中 村 俊 六 郎 君
5 番	土 井 茂 夫 君	6 番	伊 藤 博 明 君
8 番	小 川 征 君	9 番	瀧 口 義 雄 君
1 0 番	滝 口 一 浩 君	1 1 番	貝 塚 嘉 軟 君
1 2 番	大 地 達 夫 君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	石 田 義 廣 君	教 育 長	浅 野 祥 雄 君
総 務 課 長	木 原 政 吉 君	企 画 財 政 課 長	大 竹 伸 弘 君
産 業 観 光 課 長	田 邊 義 博 君	教 育 課 長	渡 辺 晴 久 君
建 設 環 境 課 長	佐 藤 昭 夫 君	税 務 住 民 課 長	埋 田 禎 久 君
保 健 福 祉 課 長	多 賀 孝 雄 君	会 計 室 長	岩 瀬 晴 美 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	岩 瀬 由 紀 夫 君	主 査	古 畑 貴 子 君
---------	-------------	-----	-----------

---

◎開議の宣告

○議長（中村俊六郎君） 皆さん、おはようございます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願いいたします。

本日の出席議員は11名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定をお願いいたします。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

○議長（中村俊六郎君） これより日程に入ります。

日程第1、一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は90分です。質問者も答弁者も簡潔をお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、一般質問も同一の質問について3回を超えることができないことになっておりますので、ご注意ください。

また、一般質問通告書に記載のない関連質問については認められません。議長の議事整理権に基づき制止しますので、ご注意ください。

---

◇ 石 井 芳 清 君

○議長（中村俊六郎君） 通告順により、3番、石井芳清君、登壇の上、ご質問願います。

（3番 石井芳清君 登壇）

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

質問内容は通告どおりでございますが、90分という時間制限もございますことから、一部質問の順番を変えさせていただきたいことをまず最初に申し上げさせていただきたいと思っております。

町長の政治姿勢について、1、ICT活用の検討についてお伺いをいたします。

今年の夏は記録的な猛暑、ゲリラ豪雨、竜巻と、まさに異常気象と呼べるような気象状況がありました。幸い御宿町におきましては、大きな災害もなく今日に至っています。

しかし、これから台風シーズンを迎え、今年は台風が多発すると報道されています。さらに、東日本大震災以降も千葉県近隣で大規模な地震がいつ起きてもおかしくないと言われていることは、既にご承知のことと思います。

御宿町では、9月1日に町内各所で総合防災訓練が行われたわけではありますが、この春策定を終えた地域防災計画に基づき、より実践的な訓練と備蓄を初め防災機器、ライフラインの整備など、計画的に進めていくことが必要と考えます。

特に、災害の初動時72時間、3日間と言われておりますが、的確な情報を迅速に伝えることは、住民の命と財産を守る上で決定的ではないでしょうか。国や県からの情報はもとより、町内のきめ細かい防災情報と通信手段の確保は重要です。

しかし、この間の準備状況を見てみますと、縦割りで似たようなシステムを複数持ち、財政的にも実際の災害にも非効率と見受けられます。各担当、例えば福祉であれば見守りだとかさまざまな事業、また計画をつくっていただいておりますが、そして、総務省はこの5月に災害に強い電子自治体に関する研究会報告書、今日ここに持ってきてございますが、いわゆるワーキンググループ、作業部会として、この報告書は東日本大震災を教訓に大変示唆に富んだものであり、整備予定の防災無線のデジタル化を初め、あるべき方向を見定め、最小のコストで最大の効果を発揮するように町としても計画を進めるべきだと考えます。

既に御宿町は、光通信という高速インターネット回線を全町に整備するなど、基礎的条件は整っています。それらをどう活用するのか、まさに知恵の出どころではないでしょうか。

一例を挙げるならば、東日本大震災の際に御宿町は、いち早く被災地支援として南相馬市に救援物資を届けてまいりました。当時は東北道が仮復旧、クラック、ひび割れですよね。また、段差が至るところにあり、南相馬市も原発事故のために遠回りして入っていく。夜出発して早朝現地に着く、市内は原発事故で市民が避難をしていて、誰もいない状況で、道についても聞くことができてない状況でありました。たまたま私がスマートフォンを持っておりまして、ナビゲーションのかわりに無事訪問と被災状況の視察を行い、帰ってくることができました。

また、今持ってきておりますけれども、市長と面会している写真がございます。これ、大変小さくて恐縮なんですけれども、これも、今、日本地図がありまして、ここに南相馬市がありまして、ここを、ボタンを押すだけで当時の市長と面会している、例えばこれ町長と市長が固

く握手を交わしているところで、ご自身よくご存知のことだと思えますけれども、こういうものもすぐ表示することができるわけです。

これを例えば町内でどう活用するかと、例えばこれから台風シーズンで、土砂崩れが起こった場合を想定いたします。災害状況はこれまで携帯電話とそれから防災無線ですね、こういうもので、口頭で伝えるしかなかったわけでありまして。しかし、例えばその現場の災害、土砂崩れの写真を撮って、それをすぐこの庁舎に送るだけで正確な位置と状況、要するに場所が特定できますね、写真にそういう位置情報が自動的にわかる、読まれます。

ですから、的確な対策が即出ると、例えば〇〇号線は今土砂崩れのために通行が不可能です、写真を見てそういう状況であれば。また、それがさらに拡大する状況があるということとかを、きちんと対策本部ですぐわかると思うんですね。

それから、日々の業務にしても、今これと同様なもうちょっと大きいタッチデバイスを庁内でも使っていただいておりますけれども、福祉にしても、現場で条例や、また便利帳というのを御宿町でつくっていただきましたけれども、それもこれで即座に見ることができます。そこで的確な生活相談業務、いわゆる究極のワンストップサービス、こういうものがもう既にできると。

これは個人でも今、この議会の中でも通常の携帯から、こういうスマートフォンという方は大分たくさん持っているというふうに私も聞いていますけれども、こうしたものを今個人でもふだんから持ち運んでくれる。ですから消防団員、それからこの間の竜巻のときでも、一報は市民の皆さんが撮った竜巻の動画ですよ。あれは今後、研究のためにも相当生かされるというふうに伺っています。そのときの災害対策もそうですありますけれども、そのような状況であります。

こうしたものが高いんじゃないなくて、安いんですね。ナビでも、例えば昔だったら20万円ぐらい平均で、今でもそうですか、車につけるとするわけじゃないですか。全く同じものが使えると、これは通常は電話ですから。それに対するお金というのは全くかかっていません、私の場合、この機械だと。地図で見るナビゲーションを行うと。ということだと思えますね。

ですから、そういう新しい機械、そして新しい技術、それが昔だったら500万円、1,000万円、税務でも航空地図を買いますよね、そういうことなんかも簡単に見ることができるんですよ、航空地図、そういう時代になってきた。

そういうものをどういうふうに組み合わせて私たちの、例えば防災でありますとか福祉だとか、住民の暮らし、こういうものに役立てていくのかと。それから、今ある情報をどうきちん

と調理と申しましょか、加工をして出していく。

例えば防災情報なんかは今さまざまなルートがあるわけですね。それをボタン1つ、1つ情報を出しただけで防災無線にも流れる、学校にも流れる、それから公共施設にも流れる、それからこういう住民、個人のそういう機械にも流れる。また、我々住民もこういうことが、例えば台風のことだと、うちの前の川が氾濫していますよと写真を撮って送ってくれる。そういうのも助かるわけじゃありませんか。

そういうことも含めて可能になってきているし、そういう昔だと非常に多額のお金をかかったものが安価にできると。それで、今まで、普通システムだと200万円だとか下手すると数千万円ですよ、2,000万円、3,000万円かけてシステムを構築するということが多かったと思うんですね。

方向性については、国のほうがこのような形で、まだワーキングレベルでありますけれども、方向性は出しました。いわゆるそういうものを使って新しい、ICTと一言で言うんですけども、情報技術、また機械、民間、公共も含めて、それから企業も当然そうだと思うんですけども、そういうものをうまく連携していくことが可能ではないかと。

そうしますと、今考えている福祉もそうですし、それから例えばAEDなんかもどこにあるのか、それからバリアフリートイレなんかについても、障害の状況によって使えるトイレ、使えないトイレがあるわけですよ。それも的確に御宿町はたくさん整備してありますから選択することができる。それから、もう少し簡単な話をすると、今日、ごみの問題でも質問出てありますけれども、例えば今日何のごみだったかなと、生ごみだったかな、びんだったかなということも、そういう中に情報の一つとして入れていけば簡単に朝出るときに6時半ごろになったら、今日はごみを出さなきゃいけないなということもできるんじゃないでしょうか。それから、当然観光情報、こうしたものも一元的に流し込むことができる。

こういうものだけじゃなくて、今、テレビそのものもスマートテレビということで、インターネットと直接結んで、インターネットの情報を出すこともできますし、それからこういうスマートデバイスやパソコン、それも直接テレビにつなげて大きく映し出すことができるというふうになっておりますので、その基幹、全体的なものを行政としてどう扱っていくかと。

私は、1つ整備すれば、それが全てに使用することができる、また新しい技術、また機械、こうしたものも対応できる可能性は私はあると思うんですね。

たまたま国がこういうものを出した中で、たまたまというか今こういうものを出した中で、今、民間レベルも含めまして、それについてさまざまな研究がなされております。たしか御宿

町もそうした研究での協議がされていると伺っておるわけでありましてけれども、いわゆる広報、防災などのシステムの支援化含めて、そのときは、ちょっと一言言いますけれども、いわゆる基幹システムですよね、住基でありますとか財務だとか税務だとか、そういうものは基本的には切り離していくことが必要なのかと。それ以外の部分でいわゆる広報、さっきからずっと私が言っているようなことですね、そうしたものはもう一つ別系統できちんと出していく。ホームページも今、皆さんのパソコンで処理していますけれども、できれば別に分けてきちんとやられていく、それから災害に備えて基幹系もバックアップをとる、それからこういう広報システムもバックアップをとるといふことも、危険分散として私は必要だといふふうに思うわけがあります。

そうしたことも含めまして、御宿町もデジタル防災システム構築ということで総合計画にも載っておるわけでありましてけれども、今後御宿町としてどのように進めていくのか、今の考え方もいいので、お示ししていただきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 今、石井議員ご指摘のように、現在町では防災行政無線、また災害時に緊急速報メールなどの情報発信媒体を整備しておりますが、おっしゃるように各発信媒体は独立しております、情報発信時には媒体ごとに発信操作をしなければならないというのは現状であります。また、登録制メールやソーシャルネットワークサービス、これについても、先の東日本大震災以降、非常に有効な情報発信時媒体として注目されております。

ご質問の中でありましたように、今後も行政が多様な情報発信媒体を求めるようになるだろう、また、今後国際化、外国人も含めて本町にも多くいらっしゃるということで、外国語の発信も含めた中でそういうシステムを統合して、システムの一体化を図って、情報の一括配信基盤の整備、これについて進めていくといふことは必要ではないかといふふうに認識しております。

若干6月定例会で石井議員の一般質問の中でお答えいたしました、町のほうには今年の2月以降、東日本大震災で、被災地で住民の行政情報提供に協力したシステム開発会社が、今言いました行政情報の一括配信基盤のモデル事業として、1万人以下の町とあと大きい市ですね、それを3つぐらい選んで、やってみないかといふことでご提案をいただいているところでございます。そこで培ったソフトについては提供するといふような条件で、一定の費用はかかりますけれども、今はそれを聞いていて協議を進めているという段階でございます。

ただ、今言ったように一定のサーバーの立ち上げとか、その後、進め方によっては保守等の

ランニングコストが発生してきますので、費用対効果などを総合的に判断しながら、現在、検討しているという状況でございます。

また、現在の防災行政無線、これについては町のアクションプランもあるように、デジタル化を32年までに図っていかなくちゃいけないという課題を抱えております。

このデジタル化にあたり、今までですと各世帯への個別受信機の整備が当然必要になってきますが、現在、いろいろ多様な情報発信媒体の整備によって、今後、例えば5年後はどうなっているかというのは、かなり進んでいるというような情報もあります。

行政からの情報は、携帯電話、例えばスマートフォン、タブレット端末、テレビモニター等で得られるようになれば、これも一つの手段として、防災無線を選ぶデジタル化に合わせて、町から情報提供するその手段として考えられるんじゃないかというふうに考えているところであります。

町では整備費用の面も含めまして、今後の行政情報配信媒体や、今言いました防災行政無線のデジタル化を視野に入れた中で、それを含めて情報一括配信基盤の整備に向けて検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

これについては、一定の段階ごとに状況については議会にも説明してまいりたいというふうに考えております。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

先日の9月の防災訓練でも、九十九里町ですか、新聞報道では、今私が提案したごく一部分の一体化ということでモデル事業として取り組まれたというような報道もされておりました。これ、防災というのは、本当に一番基本なわけでありましてけれども、日々の毎日の暮らし、先ほど言った福祉、それから消費行動、こうしたものも、それからだんだん高齢者になってきて外になかなか出られないと、また行動範囲が狭まっていく、そういうときに外の人たち、また海外の子や孫と直接、電話じゃなくて、今はテレビ電話もほとんど無料でできるということも可能なようでございます。それから、今御宿町でも検討が始まっております、いわゆる巡回バスでありますとかお出かけ支援、こうしたものの連絡調整機器にもこういうものを使って、これでボタンを押すと位置情報がわかります、そこにお出迎えに行きますよということで活用されている自治体ということもあるようでございます。

そういうふうにさまざまな活用はありますし、その基本をどうつくるかということで、また福祉で別なシステムをつくる、観光で別のシステムをつくる、広報で別なシステムをつくるということは、全く中身はコンピューターそのものですので、おわかりだとは思いますが、



たまたまそういういいチャンスがあるようございますので、ぜひ全国の先進自治体としてきちんと結果を出していただくようお願いを申し上げたいと思います。

また、中間報告は議会のほうにさせていただくということでございますので、結果を見守りたいというふうに思います。

その中で、じゃ具体的にどう進めていくかということで、今ちょっと課長のほうからも外国語ということもありましたけれども、私、ちょっとホームページのことで、今、御宿町のホームページは基本的には日本語でのサービスしかされておりませんよね。それで、今般も国際的な例えばライフセービング大会でありますとか、そういうものを御宿町を場所としてやっていくわけでありましてけれども、オリンピックの招致のときも問題があったのは、いわゆる福島の原発事故の懸念ですね。

ですから、食の安全だとか外国から見れば、福島もこの千葉も点なんですよ。日本そのものが非常に地球レベルでは小さいですから、ですからそういう面でも、情報は発信されているんですよ、基本的なところで学校だとか、それから食だとか含めて海産物、それから水産物の放射性というのは発表されているんですけども、それは日本語でしか表記されていないですよ。

だから、少なくとも今できる、今肝心なところにやっぱりきちんと御宿町がコミットメントする、メッセージを発信する、きちんと調査していますよ、検査していますよということを私はやっぱり外国語でも出していくべきだと思うんですね。国際観光都市って、何か随分前に聞いたような言葉なんですけれども、国際観光都市ですよ、御宿町ね。補正には、今度、成田空港で利用促進ということで、私、議員になって初めてでしょうけれども、そうしたような会議が持たれるようにもなったようございます。

そうしたことも含めて、全部全てやると今言っているわけじゃありませんけれども、今必要なもの、必要な情報をどこに出すかということは大事だと思いますので、その辺は少し内部協議していただいて、やっぱりそういう大事な情報をきちんと出していくという。

簡単に英語表記にすることはできるんですよ、技術があれば、そういう知識があれば。ただ、一般的にはやはり見た瞬間に見える、今だったら簡単に説明欄、表題と、一言ぐらい英語表記すれば大体どこの国の方でもわかると思いますので、これ研究していただきたいというか、すぐ実践していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） ホームページの外国語の表示ということですが、他の市町村

等でも多くの市町村がこういった外国語による情報発信というのをしているのは承知してございます。

ホームページの改定について……

○議長（中村俊六郎君） 大竹課長、もうちょっとゆっくりしゃべってもらえますかね。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 申しわけございません。今後、こうした外国語の発信について検討、取り組みしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○3番（石井芳清君） 今後はわかっているんですけども、今私が言った部分の課題というのは、すぐやっていただけますかと、すぐといっても時間は必要でしょうけれども、いかがでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 大竹課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 可能な手法について、早急に検討させていただきたいと思います。

○3番（石井芳清君） わかりました。

本当に大事な情報ですし、やはりその辺できちんと、御宿町はやることをやっているわけですから、やっていないんだったらあれですよ、やっているんだから、きちんとその情報は発信していくということが私は非常に大事だと思いますので、まず、その基本点をやっていただきたいと思います。

それからもう一つ、じゃこういうものをどう活用していくかということで、今、議会の中でも今年からタブレットを配備していただいています、今調査研究を行っているところでありますけれども、いわゆる紙情報ですね。今般の議会、議案等はやはり紙ベース、紙を全部なくせと私は基本的に言っているわけじゃありません。

ただ、例えば議会等でも説明書類、今日も議案含めて私、これだけ持ってきているわけですが、例えば防災基本計画、総合計画、去年ありましたね、防災計画も1冊このくらいで、細かいところは全部関連してどんどん変更していく、国・県なんかもどんどんまだ変更中だと思うんですよね。ですから、1カ月たつと古くなっちゃうから、そこだけ差しかえるんじゃなくて全面的に差しかえて再度説明ということもありました。

そういうことも含めまして、デジタル情報をきちんと、紙ベース以外も、印刷も含めてその辺はかなりコスト削減ができる。ボタン1つだって例えば議員のデスクか何かに送れるし、また、ホームページ上に載せていただければ、住民も含めていつでも自由にアクセスできるわけですよ、さっき言ったとおりに。

過去は別枠で費用を、例えばPDFというんですけれども、そういう書式にしてくださいということで別枠の料金だったんですけれども、今は一括で、電子情報とこういう媒体と、紙媒体の両方を見せてくれと言えば、そのままやっていただけるわけですから、そういうことも含めまして、それからこういうもののアクセスですね、1つは、そういう一定のものの電子化というものを今後どう進めるのかということをちょっと聞きたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 国・県、あと町との行政間においては、既に電子メール等で書類のやりとりをするというようなペーパーレスの取り組みが一定の、進んでおります。

町の日常業務や住民の皆様へのお知らせ、また今ご指摘があった各計画の策定段階で住民参加などの資料を配りますので、かなりこの場合は量になっているというふうに認識しております。

町の取り組みとしては、電子ということはないんですが、紙媒体でもやはりお知らせ版ということで、いろんな各課の情報を月2回にまとめてペーパーレスを図る、そういった工夫は今まではしているところがございますが、例えば今ご指摘のあった議会とかそういう電子書籍の形態も、やっているところも、研究しているところもあるし、今後可能性があるということでございますので、今後IT機器を使用した情報提供等のペーパーレス化について、町のさまざまな分野で、できることから協議して検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○3番（石井芳清君） よくわかりました。

それから、そうした機器へのアクセスですね、これ、防災は特にそうだと思うんですけれども、そうしたインターネットへの接続状況ですね。これ、通常の携帯電話ですとやはり大変難しいですから、いわゆる映像だとか動画というのは大変難しいし、特に庁舎内などでは電波は遮られますので、基本的に非常に困難なんじゃないかなというふうに思っております。

そうしたことも含めて、インターネットへの公共アクセスポイントの整備状況と今後の方針について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 町では、町民や来訪者がタブレットやスマートフォンなどを利用し、町内の情報を検索、取得しやすい環境をつくり、町の振興につながるよう、その利便性を高めるため、公共アクセスポイントの設置を行ってまいりました。これまで、平成22年度には駅前観光案内所に、また、23年度には月の沙漠記念館に設置をいたしました。

また、月の沙漠記念館につきましては、中央海岸でもWi-Fiが使えるよう月の沙漠記念

館に設置した設備に対して増設を行い、屋外アンテナを設置したところでございます。この設置によりまして、中央海岸だけでなくウォーターパークまで通信エリアとすることができ、プール開設期間中もサービスの提供ができたところでございます。

また、NTT東日本から光契約のある公共施設に対してWi-Fi設備の設置が可能であるとの情報提供がありまして、平成24年度末に引き込みが完了し、また、多くの方々が利用する公民館について、NTT東日本が提供する光ステーションを設置しております。

今後につきましては、今年度中に町の庁舎と各出先機関とが光ファイバー網で結ばれることから、施設ごとにこうしたWi-Fi設備の必要性について検討いたしまして、NTT東日本が提供する光ステーションの設置について検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

公共施設ということで、当然、この庁舎等もそれは含まれるというふうに考えますので、ぜひ、防災を起点として、さまざまな行政サービスが素早くきちんと送られるという体制づくりに向けて整備を行っていただきたいというふうに思います。

それでは、次に移ります。

次に、通告では最後になっておりましたけれども、主な事業の進捗状況と今後の事務について伺わせていただきます。その中の一番下を書いてありますけれども、いわゆる温泉町づくり宣言について伺いたいというふうに思います。

これは、一言で言って、どうなっているんですかとしか聞きようがないんですけれども、どうなっているのでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 温泉町づくりでございますが、昨日の滝口議員さんの一般質問でもございましたとおり、現状でございますが、事業主体である一般社団法人御宿町観光協会が実施に向け温泉源との契約内容の協議中ということで、現在、まだ稼働には至っていないという状況でございます。

○3番（石井芳清君） 先般、議会のほうには資料を出していただきまして、いわゆる総務大臣ということで、御宿町企画財政課第169号、平成25年3月5日ということで、これは地域経済循環創造事業交付金交付申請書ですね。

これによりまして、交付申請金額、これは補正予算で先般議会にも提案されたわけでありまして、1,350万円の交付金額で、交付対象事業が、平成25年4月1日から交付対象事業完了予定日が平成26年3月31日ということで、いわゆる1カ年ですね。ということで、もう9

月中旬ですよ。これは今課長がおっしゃられたとおり、事業実施主体というのは一般社団法人御宿町観光協会ということですよ。

これを見ますと、事業の目的、事業の背景、事業の内容、顧客は誰か、何を提供するのか、活用する資源は何か、他と差別化できるポイントは何なのか、事業のリスク、地域での事業実施体制図、財務計画、連携する地域金融機関との調整状況、それから地域にもたらす効果、それから交付金実施計画書として交付申請額算出表というのが、基本的に議会のほうには説明資料としていただいたわけでありまして。

これは、御宿町長が出されたんだろーと思いますけれども、これは今冒頭に言いました地域経済循環創造事業交付金ということで、そういう名目のもとに交付申請されたわけでありまして、これはいわゆるそういう創造的事業に民間に対して国が支援を行うと、そういう性質のものであったというふうに理解をしておりますけれども、これ、それでよろしいんでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） おっしゃるとおりでございます。地域の経済を循環させるということで、銀行にあります貸し出し先のないような資金を循環させるというような趣旨だと伺っております。

○3番（石井芳清君） これ、ほかの自治体だとさまざまな、例えばある自治体だとコミュニティバス、そうしたものを含めてこの交付金というのはいろいろな形で採択を受けているというようにも説明を受けておるわけでありまして。

私、これ全部納得できるんですよ、この内容、さっき申し上げた各項目、目的だとか含めて。これ、じゃ、きのうも御宿町の観光のあり方が小川議員から提案があって、いろんな議論がされました。私はその議論の推移、大変興味深く聞かせていただきました。

この間、関係者などの話なども聞いてみますと、どうもこの観光協会、これは議会でありましてから、これは外部団体ですから、その中の細かいことについてどうこうということではないんですが、やはり御宿町としてもこれは観光ということで、昨日もありましたけれども、町長自身のご発言もありましたけれども、御宿町、観光で食っていくんだと、産業の機軸だとおっしゃられていましたよね。そういう中で御宿町はかなり早い段階に観光協会が設置され、そして、つい最近ですけども社団法人にされた。観光は協会に任せとくれよということだと思っておりますよね、一言で言うと、非常に言葉を短くいうとね。

ほかの先進の事業体なども視察に行きますと、まさに自主、自立、独立して観光事業を展開されていますよ、歳入歳出にわたって。御宿町も観光を機軸にして町づくりを行ってきて、そ

ういうものを目指して育ててきたんじゃないんですか、そういう団体を。という経過があると思うんですよ、1つ。

これは本当に機関決定された内容なのかなと、極端に言うと、私の単なる思い過ごしかも知りませんが、そんなふうにも見えるところがあるんですね。

町長、この間も申し上げましたんですけれども、この温泉町づくりは公約ですよ、町長ご自身の。それをだからどう構築していくかと、実現をしていくかと、昨日も桜の木の質問がされましたけれども、町として考えれば町の景観でしょう、町づくりじゃないですか。

じゃ、この温泉でどういう町づくりをするんですか、こういうことだったんでしょう。これはどう進めるんですか。

それから、当然、これ細かい事務レベルでは、かけ流しであればそれほど大きな問題はないんでしょうけれども、それをやっぱり一定、保管、管理するということになりますと、いわゆる公衆衛生上のさまざまな問題があります。これもきちんとクリアしなくちゃいけない、これは当然担当は承知していることと思いますけれども。

それから、これは朝日新聞ですが、湯を都会に運ぼうということで、当時議会の中で協議したときに、議員の方が行って説明しようとしたときに見せていただいたんですけれども、ここでは10店舗で100億円を超える年商を上げているということでもありますので、そういう面では一定の目算と申しましょうか、ビジネスモデルとして可能性はあるわけでもありますけれども、ちょっとこれ、どうされるんですか、町長に。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 温泉の町づくり事業ということで、非常に重要な事業ということで、大変なご心配をかけているということで、申しわけございません。

幾分か事業が少し手間取るというか、おくれておりますけれども、今ご指摘にありましたように、総務省が地域経済の循環を創造するというので交付金事業として出された事業であります。

このことにつきましては、町が申請いたしましたが、主体は観光協会というような内容になっております。1,350万円の補助金をいただいております。

これは非常に、前から何度か申し上げておりますように、私はこの事業はどうしてもぜひ進めたいなど、成功しなければいけない事業だなど思っております。そういう意味では、町と観光協会が一体となって進める必要があります。

そういう中で、現在、例えば具体的には温泉源についてどういう形で利用を考えるとか、

あるいは事業運営のリスクを軽減していくためにどうしたらいいかとか、そういう問題に時々、観光協会の皆さんとお話をする、打ち合わせをするところがありますが、そういう段階で、いろいろ協会自体も苦心をされていると。

しかしながら、少しおくれておりますが、ぜひこの事業はやっていかなくちゃいけない。内容的な変更を少し検討しているように伺っておりますので、そういう具体的な内容の変更をできるだけ早く出していただいて、総務省とお話をして、一日でも早く実施に踏み切りたいというようなことをございます。

これは、前にも申し上げましたけれども、通年観光を目指す上で一つの大きなポイントといえますか、一つの要素となると思いますので、これは非常に長い間の祈願でございますので、越えるためには成功といいますか、この事業を導くためには必ず幾つかのハードルがあると思いますが、どうしても皆様方のご協力を、関係者のご協力をいただきながら進めなくちゃいけないと考えているところでございます。

事業が幾分かおけていることについては、大変なご心配をかけているというような状況でございますので、できるだけ早く一つの道筋をつけたいと思います。

**○3番（石井芳清君）** 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、この事業主体の、実施主体の一般社団法人御宿町観光協会ですよね、何度も言いますけれども、どのように機関決定されたのか、団体の意思があるのかというのが、私は見えてこないんですよ、はっきり申し上げて。

じゃ協会として、例えば今朝の段階ですけれども、私、ちょっと観光協会のホームページを見させていただきました。そこにはこの温泉町づくり事業に関することはちょっと、全ページ見たわけじゃありませんけれども、載っていなかったですね。

それから、例えばこれを進める上において、私、大変大事だなと思うのは、これまでの既存の温泉の事業者の方々だと思うんですよ。御宿町には2つありますよね。それを含めてさまざまな団体、人が、個人が構成して観光協会、それは私が言ってもしようがないんでしょうけれども、が形成されているわけじゃありませんか。普通でしたらば、きのうも補助金の話、出ましたけれども、1,350万円もの大金をいただいたら、皆さん、町長、どうもありがとうございましたと、大事に使わせていただきますと言うのが普通じゃないですか。協会としてですよ、協会。何回も言いますけれども。

どうして協会の会員の中で不協和音が出るんですか。実際出ているんじゃないですか、町長の認識とれているかどうかわかりませんが。

あなたのおっしゃることをやるわけでしょう、ここに書いてあることをやるわけでしょう、何で出発しないんですか、できないんですか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 不協和音というのはちょっとよくわかりません。参加者が少ないという事なんですか。

○3番（石井芳清君） 同じことですよ。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 初めての事業ですので、やはり各宿泊業者も慎重というか、そういう面があると思いますよ。内容的にはもう、ただ、出発するということについて、やはり基本的に温泉を配布するという形をとっておりますので、その温泉源をどこにするか決定しないとスタートできませんから、それで今いろいろご苦心をされているということなんです。

○3番（石井芳清君） これ、書いてありますよ、この中に、今おっしゃったこと。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） お手元の資料は、とにかく計画を立てて、それに基づいて申請して、補助金をいただいたと。そのとおりのすなりと行けばいいわけですが、実施の過程で今、困難に直面していると、そういうことをございますので、放棄したりあきらめたり、そういうことではございませぬので、前を向いて努力しておりますから。

○3番（石井芳清君） 基礎的な条件があるから申請をしたということなんじゃないんですか。温泉を活用したいと、それから温泉を活用できる条件があるから計画を申請されたんですよね。申請者は、主体者は観光協会でしょう、何回も言いますけれども。この中で、先般もありましたけれども、協会の内部に詳細にわたって議会で論ずるといのは、これはやはり私は適切化を欠くというふうに思います。

いわゆる観光、それから町長の提案をされております温泉町づくり宣言、温泉をどうこの観光の中に活かしていくんだと、これは町民の福利厚生も入っていますよね。当然、町長もそれはお考えだろうと思うんですけども、そういうものが本当にこれから御宿町にとってどうなっていくのか、あるべき方向について私は議会としてもこれ調査していく必要があると思うんですけども、いかがでしょうか、議長。

○議長（中村俊六郎君） 石井さんが今言ったように議会としてもこのまま黙って見過ごすわけにもいかないということで、今後どこかで検討する場所をつくっていききたいというふうに私は考えております。



○3番（石井芳清君） やはり議会としても調査し、しかるべき提案ですよ、あるべき方向について、そういう機関を議長のほうからも設置するという考えがあるということが表明されましたので、今日はここでこの問題は打ちだめにしたいというふうに思いますが、しかし、この計画、さっきから何度も言いますけれども、これはやはり、町長としてこれをどう実現するのかということで、関係各位、ちょっとご自身でよくご存知のことと思いますけれども、やはり十分に策を練られて、この効果がある、要するに地域経済循環創造ですよ、そのために申請されたんでしょから、しかも町の総合計画にもかなう方向であるはずでしょう。それから補助金の適正な運用ですよ。これはもう、くどくど言われているじゃないですか、どうあるべきなのかと。ということでの町長の責任の範囲は重いというふうに思いますので、それだけ一つ最後をお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご指摘のとおり非常に大きな、長年の祈願の事業でございますから、私も全力を尽くしたいと思います。

○3番（石井芳清君） 町長の思いはわかるわけでありましてけれども、これ、実施に至らないという状況になった場合はどうするんですか、これ。ちょっと単純な事務としてお伺いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今前向きに取り組んでいる中で、実施に至らないことなんか一つも考えておりません。

○3番（石井芳清君） 私は事務として聞いているんです。

○町長（石田義廣君） 考えておりませんので、お答えできません。

○3番（石井芳清君） 私は事務として聞いているんです。そういう事務はないんですか。これは返さなくていいということですか、簡単に言ったら。私、事務として聞いています。返さなくていいんですか、これは。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 事務といたしましては、お金自体はまだいただいておりませんので、申請の取り下げということになろうかと思えます。

○3番（石井芳清君） 私はそうならないことを期待しているんですよ、最初から言っていますけれども。しかし、それは、どういう手段があるのかということは、議会でありますから、今日明確にさせていただきました。

じゃ、次に移ります。

次は、ちょっと進捗状況と今後の事務ということですので、姉妹都市の問題、それから保育所整備の問題、シルバー人材センターの問題、住民の足の確保の問題、それから旧岩小の利用計画について、それぞれの担当課から状況、現在の事務状況と今後について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 姉妹都市の関係でございますが、メキシコのテカマチャルコ市との姉妹都市提携につきましては、先だつての臨時議会で協定の締結及び渡航費用等のご承認をいただいたところでございますが、8月6日の議決を受けまして、8月9日付のお知らせ版にて一般住民に使節団の参加を募りましたところ、昨日締め切りでして、9名の希望がございました。

今後、協定の締結のための使節団といたしまして、10月21日の月曜日から10月30日の水曜日まで、7泊10日の予定で渡航を予定しております。

8月6日の議決後、直ちに外務省の中南米課、千葉県国際課、在京メキシコ大使館に姉妹都市提携のバックアップの要請をするとともに、去る8月19日には町長が通訳を介してでございますが、電話によりバルカサル市長に訪墨の旨を伝えまして、現地において9月23日の調印式が決定しました。この両首長によります調印を皮切りに交流事業がスタートいたしますが、今後、町国際交流協会や議員の皆様のご意見などを伺いながら交流事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 保育所の整備事業ということでございますが、本年4月に保育所施設等建設委員会を設置いたしまして、議会関係、保育所関係の保護者の皆様、学識経験者等の皆様のご意見を伺いながら、現在協議を進めているところでございます。

協議回数といたしましては、月に1回程度のペースで進めておりまして、今月には町内数カ所の現地調査を予定してございます。

今後、他の委員会等に意見具申等を行いまして、年内には町長に答申ができればというふうには考えてございます。

引き続きでよろしいですか、シルバー人材バンクは私どものほうでございますので。

こちらにつきましては、先日の一般質問でもお答えをさせていただいておりますが、10月をめどに実際の作業の募集をかけてまいりたいというふうと考えております。

現在、作業登録者としては10名の登録がございますので、9月、それから10月の広報お知らせ版等を利用して、町民の皆様に投げかけてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） それでは、住民の足の確保ということで私のほうからご説明申し上げます。

車社会の進展や過疎化などの影響を受け、路線バス等の見直し、廃止が相次ぐ中、住民の足の確保は重要な課題となっております。当町におきましても、住民の日常生活を支える地域公共交通を確保する必要があり、特に高齢化の進展による交通手段の確保は必要不可欠であると考えております。

現在町では、町マイクロバスによる路線バスを実谷、上布施地区から御宿駅間、1日3便を運行し、買い物などの交通手段の確保に努めているところでございます。

ご質問にあります住民の足の確保についてでございますが、町では地域のニーズに合った交通サービスを適切に提供し、持続可能なサービスを展開するため、基礎調査や公共交通の方向性を取りまとめるための組織として6月に地域公共交通活性化検討会議を設置いたしました。

この会議では、住民の現状把握とニーズについて把握するため、住民2,000人を対象といたしまして巡回バスお出かけ支援事業に関するアンケートを実施し、巡回バスに係るアンケートにつきましては、742件の回答をいただいたところでございます。

現在、アンケートに回答いただいた行き先や時間帯、年齢層など分析を踏まえまして、地域公共交通活性化検討会議を今月に開催いたしまして、公共交通の方向性について今後検討してまいりたいと考えてございます。

岩和田小学校の利用計画ということですが、岩和田小学校につきましては、平成18年度に廃校となりました。既存の施設の状況につきましては、普通教室棟は23年に解体いたしましたが、特別教室棟と体育館は残し、体育館については住民等に貸し出しを行っております。特別教室棟につきましては、昭和50年の建築でRC2階建て、1階の延べ床面積は324平米、2階延べ床面積が388平米、耐震診断については完了しておりまして、一部耐震の改修が必要とされている建物ということでございます。

このような状況の中で、旧岩和田小学校の利用につきましては、近隣行政区等から……

（「もうちょっとゆっくりしゃべってください」と呼ぶ者あり）

○企画財政課長（大竹伸弘君） すみません。

旧岩和田小学校の利用につきましては、近隣行政区等からご要望のほか多くのご意見、ご提案をいただきました。このご提案いただいた内容、意見につきましては、御宿町普通町有財産活用検討委員会において協議を重ねていただきまして、検討委員会としての活用提案として地域コミュニティ施設としての活用、多目的に利用できる施設としての活用についてご提言をいただきました。

このご提言を踏まえまして、役場の庁内で関係課で協議を重ねまして、耐震補強及び屋根の雨漏り改修に加え、利用開始に必要な過大とまらない範囲の施設改修について現在検討をしておるところでございます。

この検討の状況につきましては、去る7月22日とまた9月5日に開催されました検討委員会のほうで中間報告を行ったところでございます。

今後は、施設全体の運営、管理も含め、また改修に係る費用について、補助制度の活用など財源についてもあわせて検討し、改修に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 先ほど、住民の足の確保という中で、私どもお出かけ支援という形で地域公共交通活性化検討会議というものに参加させていただいております。

保健福祉課におきましては、現在障害者におけるタクシー券の無料配布や、介護における利用可能な福祉車両の無料貸し出し等を支援をしているわけですが、さらに高齢化社会を迎えまして、現在、今後のお出かけ支援についての協議を進めておるところでございます。

同じく、私どものほうも先ほどの企画財政課同様にアンケート調査をさせていただいております。こちらは65歳以上の対象者ということで、691人の方にアンケート調査をお願いいたしまして、現在のところ49.8%の回収率です。まだ少しずつ上がってきておりますので、今後、この集計結果をもとに、会議の中でまた、委員の皆様のご意見を伺いながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

○議長（中村俊六郎君） 石井議員、質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時56分）

---

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前11時13分）

---

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、姉妹都市であります。これはテカマチャルコ市ということで、メキシコでは2つ目の姉妹都市ということで、そしてまた相手様からご要望があったということで、大変おめでたい事業ではあるわけでありまして、町民の中からやることに優先順位があるんじゃないかと、高齢化の中で大変厳しい生活状況があるんだということも議会できちんと言っしてほしいという言葉も預かってきております。

ぜひ、そうした中で、今後どうして進めていくのか、これはただ単に姉妹都市をするだけではありません。ちなみに先般、市長がお見えになったときも、市長、大多喜の道の駅に寄られまして、じゃ、うちの市からどういうものが輸出できるのかと、そういうリサーチもしたという話も直接私はお伺いしております。

ですから、せっかくの機会でありますので、御宿からどういうものが輸出できるかどうかは別ですけれども、そうした幅広い交流、また地域への経済にも直接影響する、当然子供たちのこれからの未来、教育にも生きてくる、簡単に言ったら総合計画に合致するんですよ、町長、この内容というのは。

これは細かいことを聞くわけにはいきませんので、それだけはちょっと町長に確認いたします。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義鶴君） 先ほど産業観光課長が申し上げましたけれども、10月21日から訪墨の予定でございます。向うに伺いました際にはバルカサル市長といろいろな面で協議、お話をし、広くお話をしていきたいと思っております。

このたびのテカマチャルコ市との姉妹都市協定締結にかかわる議会のご承認につきましては、日本、メキシコ交流発祥の地であります御宿町と非常なビジョンを有します墨日関係の先駆者でありますドン・ロドリゴの生誕地、テカマチャルコ市が、史実に基づきまして深いきずなで結ばれることでもありますので、両市町についてのみならず、両国にとって歴史的に見ても画期的なことであると認識しております。

今ご指摘いろいろいただきましたが、今後とも皆様方のご指導、ご提案などをいただきまして進めていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

次に、保育所整備について伺いたいと思いますけれども、今般の定例会にもいわゆる子ども会議ですね、子ども・子育て支援会議の議案が提案をされております。中の構成メンバーを見ますと、非常に委員がダブるというふうに思うんですね。子育て中のお母様方も大変お忙しいというふうにも伺っております。今年度中には諮問をしていきたいということであろうと思いますが、今後、そうしたものと今の検討委員会、検討委員会で具体的には今後設計だとか含めて、より専門的な内容になるのかなと個人的には思っておるわけでありましてけれども、その辺も含めて、今後の推移について現在どのように考えているのかについて伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 子ども・子育て会議、これから提案させていただくわけでありましてけれども、基本的に国の方針に基づきまして、今後の次世代を考えた企画というものが策定の主な趣旨でございまして、そのための合議制の会議を持つというのが趣旨でございまして。

こちらと保育所の関連ということでございまして、基本的にはこの会議のもととなるのが待機児童対策との関連はございましてけれども、直接の関係というものについてはないというふうに考えております。

そういった意味では、建設等検討委員会を4月から始めておりますので、こちらの会議の中で今後建設に向けた検討をしていく。その後、建設に向けた具体的な内容について、もう少し専門家チームを設けたらどうかというお話もございまして、現状ではまだ町長答申に向けた体制を進めておりますので、今後委員会協議の中で、そういったお話も検討させていただくというふうには考えております。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

次に、シルバー人材センターでありますけれども、これは、御宿町はいわゆる砂浜の清掃だとか、さまざまな形でボランティア活動の盛んな自治体の一つだと私は認識しておりますけれども、先ほどの答弁では、募集の中で今10名ほどということで、私は大変これを意外に思っているんですね。いろんなところでもボランティア意識も非常に高い方も多いというふうにも伺っております。

まず、その辺のギャップと申しましょうか、それについては再募集をかけていただいているということで、事務は承知しているんですけれども、どういうふうに対応をとめておるのか、担当として伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） もともとシルバーバンク、シルバー人材センターというのが高齢者を対象にしたという方向づけがございますけれども、高齢化の町の中で、やはり今までも既に草刈り等の作業につきましては、まだ現役でやっていらっしゃる方もいらっしゃいます。そういった意味では、人材センターのほうの委託というよりも、従来からもう既にお願いされてやっている人たちが、ある程度数いらっしゃるのかなという感はしてございます。

第1回の説明会を行ったところ、やはりお金というよりもボランティア意識の醸成というのが強うございまして、説明会のお声を聞きますと、いや、お金が欲しいわけではないんだと、少しでもボランティア意識のほうの意味合いを強調しているような感がいたしております。

ですので、第2回目の説明会を今月中に行う予定でございますので、そういった中でまた作業の方々の意識というものも確認させていただきながら、この1年間は試行期間でございますので、今後の作業に向けた考え方というのを整理してまいりたいと思います。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

私も大変ボランティア意識は高いというふうにしたわけでありまして。

それで、確かにシルバー人材センターって法に基づいた施行ですね。それから県にもあります、国にもそういう協議会があるということで承知をしておりますけれども、それはそれで私は必要だと思うんですけども、私はもっと幅広い意味で、町づくりに対してこうしたボランティアを組織していく、人材バンク、知識、経験、そうしたものを活用していくということも大事だと思うんですね。

それから、実業とのバッティングと申しましょうか競合、こうしたものを検討していくと。そうしますと、やっぱり先進自治体で、何度も提案をさせていただいておりますけれども、いわゆる地域貨幣ですね、この活用によるボランティア。また、そうしますといろんなことでできるし、これは将来、別な形でその価値と申しましょうか、労働したものが返ってくる、直接、間接。

ある自治体などでは、例えば福祉作業所とか、それから老人ホームとか、そうしたところの給食、そうしたものの材料の購入にこの地域貨幣で買う。そうすると、例えば今だったらネギだとかナスだとかまだ若干あると思いますけれども、そうしたものを半分は地域貨幣で使うと。かかりますとそうしたものは将来、そこで例えばデイサービスもその券で使うだとか含めて、そういう地域循環、お金だとほかに行っちゃうんですね。ただ、地域貨幣だとその中にさまざまに、その中で循環するんだと思うんですね。

これ、何度も言いますが、千葉県もピーナッツということで、きちんと法人化された

ものがありまして、そのバックアップ、運用についての担保がきちんとしています。

だから、この御宿町にそういう運用体制だけ築けば、私はできるのではないかというふうに思うんですね。

ですから、今般町長から提案いただいておりますシルバー人材センター、これはこれできちんと活用していただく、運用していただく。そしてまた、さらに幅広いボランティア、その方がきちんとその意思が未来にわたって継続していくような、そういう手段、方法というのはあるわけありますから、これについても今後やはり検討していただく必要があるというふうに思うんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 私どもの分野ですと、やはり高齢者等になるわけですが、ただ、ボランティアに関しましては、とりあえずはボランティアの育成のための会議、あるいは研修会というものをこの後予定してございますので、そういった中でまた皆さんのご意見等を伺いながら、今後の方向性を考えていきます。

ただ、福祉だけではなくもっと広い意味で考える場合には、私どもの課だけではございませんので、それはそれぞれの担当課のほうともっと詰めていかなければならないと思います。

とりあえずは近々、そういった研修会等、ボランティアのための研修会等を立ち上げていきたいということで、基礎固めをまずさせていただくつもりではおります。

○3番（石井芳清君） このシルバー人材バンク、また人材センターというのをきちんとやっただいて、そして次の段階へぜひステップアップしていただくよう、これは要望でございますので、検討を求めたいと思います。

では、時間の都合がございますので、次に移りたいと思います。

ごみ処理事業について伺います。

広域事業の進捗状況、それから町の対応状況、収集運搬計画、それから先般の懇談会でも出されましたけれども、この事業についての周辺住民への周知等について報告を求めたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） それでは、まず初めに、広域事業の進捗状況ということでご説明させていただきます。

これまで推進委員さんからの報告に加えまして、施設建設に係る基本的な事項の協議結果として確定した事項等につきまして、まとめてご説明させていただきたいと思います。



これまでの協議の結果といたしまして、施設建設の基本的事項や施設の基本的な仕様等について確定をしております。

平成22年12月には建設予定地としていすみ市山田地先を、平成23年11月には、建設費や維持管理費、管理費等に係る構成市町の負担割合を、平成24年度にかけまして施設の規模、焼却施設1日当たり73トン、リサイクルセンター1日当たり28トン規模、連続燃焼方式、いわゆるストーカ方式とし、一部管理委託による公設公営の事業方式に、また、最近では公害防止基準や高効率ごみ発電施設の併設、小型家電リサイクル法に対応した施設としてございます。

本年度の事業といたしましては、生活環境影響調査として、大気、騒音・振動、悪臭、水質、生態系関係の調査を行い、中間報告を含め、秋以降の住民説明会を予定してございます。

また、同時に敷地造成工事として、建設予定地の測量及び地質調査を行い、造成の粗設計、粗造成の設計を行うこととなっております。

この間、推進委員会や幹事会によりまして、搬入ルート案の選定や指定ごみ袋等収集運搬に係る協議等を進めながら、全体としてのごみ処理体系について整理を行っているところでございます。

平成26年度は、引き続き、敷地粗造成のための発注準備と施工、本体工事発注のための準備を本年度から行い、平成26年度の前期に業者を選定し、後期より実施設計に取り組む予定となっております。

続きまして、御宿町の対応状況ということでございます。

現在の協議内容からいたしまして、収集につきましては各市町において対応することとなっております。このため、現時点では、現清掃センターは広域ごみ処理施設に移行しますと、例えば収集車両の基地ですとか、木枝等の減量化のための一時的な保管場所等、施設の利用形態を含め、これから検討することになるかと思っております。

また、広域ごみ処理施設に搬入するごみの量に応じまして維持管理費の負担金が算定され、うち人口割40%、ごみ量割60%というような負担割合が示されております。

このことから、昨年度より住民の皆様のご理解、ご協力のもと導入させていただきました指定ごみ袋制の効果をより高めるため、今後ともごみの減量化、資源ごみの分別等の啓発を図ってまいりたいと考えますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、収集運搬計画につきまして。

収集運搬計画につきましては、現在、推進委員さんからの諮問を受けまして、幹事会において搬入ルートの道路の状況等を踏まえ、現状の道路の状況における搬入ルート案を答申させて

いただいた状況でございます。

周辺住民への周知につきましては、先ほどもご説明をいたしましたけれども、事業概要に加えまして、環境影響調査の中間報告をもって、周辺地域におきまして自治体ごとに説明会を開催する予定となっております。日程が固まり次第お知らせしてまいりますので、よろしく願いいたします。

○3番（石井芳清君） 1つ聞きたいのは、それは確かに広域事業ですので、御宿町の意見がどう通るかというのはあるわけでありませぬけれども、1つは、これまで御宿町が培ってきたいわゆるリサイクル分別、これはもう県下トップクラスですよ、分別状況は。ある自治体は、リサイクルとって例えば発泡スチロール、こうしたものを収集して、それを現実的には助燃剤して使ったということで住民の批判を浴びたというような事例もあるようでありませぬけれども、これまでそういう分別、そういうことが増えるのか、減るのか。

確かに燃した方が経費が安くなるとかって、それはそうなるのかもわかりませぬけれども、やはり今、資源を大切にす、日本もったいないという言葉がある国でありますから、そうした施策というのも町としても、基本的には行政としてはやはり基本に置くべきだと私自身は思うのでありますので、その辺のところの実質サービスがどうなのかということは、今の調整状況はどうなんですか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 資源化、リサイクル、分別ということに関しましては、石井議員さんご指摘のとおりだと思います。御宿町も指定ごみ袋になりまして、そういった意味では、資源、リサイクル、分別というところの意識を再度皆さんに認識していただいて、ご協力をいただいているところでございます。

このリサイクル、資源化という面では、広域のごみ処理施設の燃焼施設とリサイクルセンターというところで、実際は分別の精度が高ければリサイクルセンターのプラントのほうもよりコンパクトなものにできるということで、その資源化の効果というものが非常に期待されるところでございますので、引き続き、協議の中で提案をさせていただきたいと思っております。

○3番（石井芳清君） そうしますと、最終的には町の分担金のほうも縮減が可能だということになると思うんですね。ですから、逆に言えばそういうものに対してどういうふう、じゃ住民を政策誘導していくのかと、例えば資源化のコンポストでありますとか機械のやつとか、いろいろ補助をされていますよね。そうしたことも含めて、体系として政策誘導としてどうしていくのかという形で、いま一度、さらに精査されて進めていただきたいと思います。

それから、御宿町は現実的にはどこの道路を通るのかというのはあると思いますね。それによつては、週、1カ月含めて、例えば燃えるごみだったらその収集回数が減るとか増えるとかということもあろうと思うんですが、それは基本的には今と変わらないということによろしいですか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 収集ルートにつきましては、周辺地域の道路の状況がございまして、その辺に配慮していただきたいということで提案をさせていただいております。

収集日程のほうにつきましては、今後、細かい確認といたしますか、調整が入ると思いますので、基本的には現状と変わらないとは思いますが、そういった協議の結果等については順次お知らせしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○3番（石井芳清君） それと、ちょっともう一つ確認なんですけれども、基本的には搬出ルートにつきましても自区内が基本だと、要するに例えば隣の自治体の本町を通るということは、今の調整状況ではないということによろしいですか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 搬入ルートにつきましては、ただ今まさに協議中ではございますけれども、基本的には、施設が稼働する時点でのその道路の状況ですとか、稼働した後の県道等の整備状況を踏まえまして、ルートの変更等は後にはあるかと思いますが、基本的にはそれぞれの市町村がそれぞれのルートでというようなことで、現在調整をしております。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

もう一つ、住民への周知でありますけれども、アセスメントというのは、これは公聴会を持つということによろしいんですか、今回ののは。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 現段階では、アセスの現況調査、中間報告と住民説明会を一緒に行うということで伺っております。最終的なアセスの結果については、まだどういった形で説明をするのかということは、事務局のほうからは伺っておりませんので、今後、その辺も含めて調整、確認してまいりたいと思います。

○3番（石井芳清君） 施主じゃないので仕方がないことかもわかりませんが、いわゆるアセスメントというのは、今回やられているやつですね、公聴会というのをやる、法できちんと書かれているじゃないですか、規模、面積含めて。その該当の中には今回の事業というのはどういうレベルになっているんですか、一般的に。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 一般的な公聴会をするようなアセスメントとは若干違うような説明を受けてございまして、廃棄物処理施設を建設する上で最低限必要な環境影響調査というような説明はいただいておりますが、その辺も含めて確認させていただきたいと思います。

○3番（石井芳清君） わかりました。いわゆる法定での公聴会、そういう制度はちょっとないということが基本ということで、了解いたしました。

そうしますと、基本的には事業者としての説明責任の中で行いたいと、とりあえず年内というか、12月末でよろしいですか。了解いたしました。

ちょっと時間がないので、次に移りたいと思います。

ごみ袋制の実施状況ということで、間もなくごみ袋制をとってから1年になるわけでありまして、いわゆる先般、特殊袋といたしまして10リットル袋というのを新たに設けたわけでありまして。

それから、本定例会の冒頭、今年の夏の状況ということで、町長からいろんな数値の報告があったわけでありましてけれども、いわゆる事業系と申しましうか夏期ごみですね。この辺の推移状況、もし数値があるようでありましたら、それも含めて手短かに報告をいただきたいと思っています。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） それでは、ごみ袋制の実施状況といたしまして、簡単にご説明いたします。

24年10月1日よりスタートいたしまして10カ月余りを経過しようとしておりますけれども、実際に住民の皆さんのご理解、ご協力のもと、排出状況及び分別状況はおおむね順調でありまして、当初の目的でもあります減量化につきましても指定ごみ袋制以前の比較で、夏前の状況で約20%減という数字を以前にも報告をさせていただきました。

夏の状況につきましては、今集計中ではございますが、それを含めると、トータルで約18%程度になるのではないかとというような報告を受けてございます。

特小袋につきましては、4月から販売を開始いたしました。8月までに、燃えるごみで約2万9,000枚、資源袋で2万5,000枚の販売をしております。生ごみ等、少量の排出のご家庭にご利用いただいているようでございまして、地域性もあるようですが、やはり少人数世帯の多い地区では排出が目立つような状況でございます。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

高齢化に伴っていわゆる消費生活と申しましょうか、我々と比べてだんだん少なくなっていくということもあるというふうに思いますので、この10リットルという小袋をつくっているところも自治体の中では非常に珍しいのではないかなと思うんですね。こうした中で創意工夫をしていただいて、実質的な今まで世帯当たり200円、こうしたものの縮減も創意工夫によって私は可能ではないかというふうに思うわけであります。

ですから、具体的施策展開の中で、どう住民の皆さんに気持ちよく快適な生活を送っていただけるか、こうした作業も含めて負担も含めてということは、やり方によってはさまざまに、工夫によってできるというふうに私は思いますので、引き続きこうしたものについて調査、研究をされて、所期の目的を達成していただきたいというふうに思います。

そういう中で、最後にごみカレンダーについて伺いたいと思います。

これは、先般もほかの議員から質疑があって、今段階も、ホームページもけさ段階で見えてまいりましたけれども、4月当初に配布したままということで、例えば燃えるごみはピンクなんですね。分別するのが青とか緑とか黄色でしたっけ、出すのは透明でしょう。とか含めて、全く整合性がない、わかりづらいと。それから、やっぱり年齢を重ねるにつれて色の識別が非常に難しくなってくる、細かい字が直接見えなくなってくることも含めてあると思いますので、もうここまで来たので、もうそろそろ予算を具体的に調整する段階になってくると思うんですが、具体的にどうされるんですか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 平成25年度分のごみ収集カレンダーにつきましては、従来のものも一部から見づらいとの意見が寄せられてございまして、町内業者から寄附によりカラー版のものとして形状変更したものを配布させていただきました。

また、このカラー版といたしましたが、今ご意見のとおり収集日、収集品目を色分けで表示してございまして、一部の方からやはり見づらい、色の識別がつかない人にはわからないという意見が寄せられている状況でございました。

こちらは、改善を図るために現在、収集日程欄の拡大ですとか、色分け部分への品目の明記ということで、見やすさとともに、モノクロでも識別できるような工夫を現在検討、調整させていただいているところでございます。

○3番（石井芳清君） 了解です。

これもいっぱい試行錯誤も必要だろうと思いますし、できれば来年4月から見やすく、また啓蒙にもなると、そうしたカレンダー、そのためにも所定の委員会、議会のほうも設置してご

ございますので、そちらと協議されて、充分効果が上がるものを策定していただくことを求めたいと思います。これはいいです。

もう時間、10分程度でございますので、最後、農ある暮らしづくり実施計画について伺います。

これは、先般産建を傍聴させていただきまして、一言で言って、これからの長期計画、町づくりに非常に私は重要な実現になってくるんじゃないかなと思いました。私が住む農村地域においてのいわゆる拠点形成、そのモデルとしても充分成り立つのかなというふうにも思っておりますわけですが、この計画についての説明を改めてお願いしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 農ある暮らしづくり事業についてでございますが、これは今年度、農林水産省の新規事業として制度化されたものでございまして、制度化の背景といたしまして、都会の方々が業として行う農ではなく、家庭菜園程度の農に興味があるにもかかわらず、適当な場所やノウハウなどがよくわからずにいる現状をとらえまして、潜在的なニーズを掘り起こし、気軽に農を楽しめる機会を提供するというものでございます。

今般、7月にNPO法人おんじゅくDE元気の交付金交付申請が採択され、事業実施の運びとなりました。

今回、おんじゅくDE元気が申請いたしましたのは、農のある暮らしづくり推進対策として住民、NPO、農業者等が取り組む活動や付随する簡易施設の整備費として単年度で400万円、2カ年継続で800万円の交付を受けるものです。

NPO法人おんじゅくDE元気が行う農をつなげる情報ネットワーク推進協議会の概要でございますが、さまざまな理由から耕作が困難となった農家と農に親しみたい住民などの情報交換の手段を構築いたしまして、経験豊富な農家のノウハウを受けながら農作業を行うことで農地の活用を図ることができます。

また、NPOでは、都市住民はもちろんですが、御宿台などの新規住民の方々や意欲のある町内高齢者も積極的に対象といたしまして、福祉施策の側面も含みながら事業展開を図りたいとのことでございます。

実施体制でございますが、NPO法人おんじゅくDE元気を実施主体・事務局といたしまして、任意団体の御宿の農業を考える会、また、御宿町、商工会、社会福祉協議会、月見草を咲かせる会の協力のもと、協議会を発足させ、事業展開を図るものでございます。

財源となる交付金でございますが、先ほどの説明で、単年度400万円で2カ年800万円とお話

しさせていただきましたが、農水省では、採択団体が当初見込みより多いため、各団体への交付金の割り落としがされたとのことをごさいます、おんじゅくDE元気への交付金は2カ年で754万1,000円となっております。

7月2日の事業採択を受け、7月30日に同協議会の設立総会が開催されました。具体的な事業展開はこれから示され、実施することになります。町といたしましても、農地の保存と活性化のため、推進、協力してまいりたいと考えております。

また、今月の24日でございますが、NPOでは練馬区の体験農園の視察を計画しております、こちらはプロの農家の指導のもと、種まきから肥料やり、収穫まで、農作業の全てを体験できるというものでございまして、NPOが企画しておりますので、議員さんも参加のご希望があるようございましたら、私どものほうでNPOに打診いたしますので、お声かけいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

ちょっと聞きたいんですけども、これ、とりあえず2カ年なんですけれども、これはさらにまた延長というか、そういうことはこの制度の中ではあるんでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 田邊課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 基本的にはこの2カ年でまず事業化していくという、あとは独立採算ということを伺っております。

○3番（石井芳清君） わかりました。

例えば水道でありますとか、それから小屋でありますとかトイレですか、いわゆる基本的なものです、それからそういう体験の菜園だとかということで、いわゆるそういう基幹的なものを整備されるというふうにも伺っております。

今課長のほうからもおっしゃられましたけれども、これから御宿町、我々農村地帯は、こういう体験農業を中心に、いわゆる地産地消、地で産して地で消費するということがありますけれども、地で商う、これもショウと読むんですよね。そうしたことで取り組みを進めております。

そういう中では、これが一つのモデル事業となって、我々のほうからもそういう野菜だとか農産物、こうしたものをどうやったら都市住民、町民も含めて購入していただくのかと、またそういうベースをどうつくり上げていくのかということも引き続き研究課題となっておりますので、ぜひこうしたものをきちんと据えていただきまして、この計画がございまして、目的達成のために我々議会も知恵が出せるのであれば出したいと思っておりますので、地固めに

努力をしていただきたいというふうに思います。

それから、今日全体ですけれども、これもそうなんですけれども、先ほどの温泉町づくり、これは最後、意見だけ申し上げさせていただきますと、地域経済循環創造事業ということで、これは、こうした今回だったら温泉を中心にするわけでありましてけれども、その施設整備に対していわゆる銀行からの貸し付け、これの担保を国がお墨つきを与えたということだと私は理解しております。

ですから、これを機軸にして、この内容であればさまざまな銀行から本町の事業者は融資を受けることができるということだというふうに私は理解しております。

そういうことも含めまして、調査研究を重ねて、そうしますとさまざまな事業主、電気屋さん、水道屋さんも含めまして、経済効果が高まってくるというふうに思いますので、温泉、温泉というと温泉だけひとり歩きしちゃうんだと思うんですけれども、そうじゃないと思うんですね。観光遺産もそうだし、これらの施設整備に係るそういう事業所も町内でやっていただければそういう効果も多いに発揮できるというふうに思いますので。ですから、やっぱりそもそも何のためにやるのかと。幾つか計画の提案もされております、町長も公約をされておりますが、それは住民の福利、一言で言えば総合計画でしょうけれども、生活ですよ、幸福のために実現できるという目的にかなう方向で施策を展開していただきたいということを最後に述べて、一般質問を終えさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（中村俊六郎君） 以上で、3番、石井芳清君の一般質問を終了します。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時48分）

---

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

---

#### ◎選任第1号 常任委員会委員の選任について

○議長（中村俊六郎君） 日程第2、選任第1号 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

資料を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

（資料配付）



○議長（中村俊六郎君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、御宿町議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決しました。

常任委員会委員が選任されましたので、直ちに常任委員会を開催し、御宿町議会委員会条例第8条第2項の規定による委員長及び副委員長の互選について、協議をお願いいたします。

常任委員会終了まで、暫時休憩します。

（午後 1時03分）

---

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時10分）

---

○議長（中村俊六郎君） ただいま、常任委員会が開催され、会議規則第75条の規定により、委員長及び副委員長の互選に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

これより資料を配付しますので、しばらくお待ちください。

（資料配付）

○議長（中村俊六郎君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

---

#### ◎日程の追加について

○議長（中村俊六郎君） お諮りいたします。

常任委員会の閉会中の所掌事務審査の件について、総務委員会からの申し出を発議第1号、産業建設委員会からの申し出を発議第2号、教育民生委員会からの申し出を発議第3号とし、日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号から発議第3号までを日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

お諮りいたします。

総務委員会委員長、産業建設委員会委員長、教育民生委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

よって、総務委員会委員長、産業建設委員会委員長、教育民生委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

#### ◎選任第2号 議会運営委員会委員の選任について

○議長(中村俊六郎君) 日程第3、選任第2号 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、御宿町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長から指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は、議長から指名することに決しました。

議長から議会運営委員会委員に、伊藤博明君、大地達夫君、石井芳清君、瀧口義雄君、小川 征君を指名します。

議会運営委員会委員が選任されましたので、直ちに議会運営委員会を開催し、御宿町議会委員会条例第8条第2項の規定による委員長及び副委員長の互選等について、協議をお願いいたします。

議会運営委員会が終了するまで、暫時休憩いたします。

(午後 1時15分)

---

○議長(中村俊六郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時17分)

---

○議長（中村俊六郎君） ただいま、議会運営委員会が開催され、会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

これより資料を配付しますので、しばらくお待ちください。

(資料配付)

○議長（中村俊六郎君） 配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

---

#### ◎日程の追加について

○議長（中村俊六郎君） お諮りいたします。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務審査の件を発議第4号として日程に追加します。

直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎報告第1号の上程、説明

○議長（中村俊六郎君） 日程第4、報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成24年度健全化判断比率についてを議題といたします。

大竹企画財政課長より報告を求めます。

大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成24年度健全化判断比率についてご報告いたします。

健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標でありまして、いずれも地方公共団体における赤字状況や将来の負債等に係る財政状況を明確にするだけでなく、財政運営の早期是正機能の1つとして一定の基準に基づき行財政上の措置を講ずることにより財政の健全化を図ろうとするものであります。

なお、健全化判断比率につきましては、7月26日に実施されました決算審査におきまして、資料をもとに審査をいただいております。結果につきましては決算審査意見書29ページのとおりでございます。

それでは、平成24年度決算に基づく健全化判断比率についてご説明いたします。

2枚目の健全化判断比率の表をご覧くださいと思います。

まず、実質赤字比率は、一般会計の実質収支が赤字となる場合、その額の標準財政規模に対する割合を示すものでございます。御宿町の場合、平成24年度は黒字決算であることから非該当となりましたが、総務省から示されました算定式に基づく比率といたしましては、マイナス7.24%となり、昨年度と比べますと1.74ポイント上昇した結果となりました。

上昇の要因といたしましては、実質収支額が減少したこと、また、分母であります標準財政規模が減少したことが挙げられます。

次に、連結実質赤字比率でございますが、一般会計に加え、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療等の特別会計収支、さらには公営企業における資金不足額など町のあらゆる会計に係る収支の全計から判断をするものでございます。

平成24年度の連結後の実質収支は黒字のため、連結実質赤字は非該当となりましたが、総務省から示されました算定式に基づく比率といたしましては、マイナス46.04%となり、前年度と比べて0.76ポイント上昇しました。

上昇の要因としましては、水道事業会計の剰余額が増加したものの、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計において実質収支が減少したこと、また、先ほどと同様に分母である標準財政規模が減少したことが上げられます。

次に、実質公債費比率でございますが、地方債元利償還金に加え、一部事務組合等負担金や他会計繰出金のうち、公債費に準ずる経費の標準財政規模に対する割合を示したもので、その比率を3カ年で平均し、平成24年度決算においては8.7%となりました。前年度に比べ1.0ポイ

ント好転となりましたが、主な要因といたしましては、一般会計の元利償還金が平成13年度の清掃センター改修に係る起債が完済したこと等により減少したこと、また、分母である標準財政規模が減少したことが挙げられます。

最後に、将来負担比率ですが、地方債現在高や一部事務組合等が起した地方債の償還に対する将来の負担見込額、退職手当負担見込額等からこれらに充当可能な基金現在高、基準財政需要額算入見込額等を控除した額の標準財政規模に対する割合を示したもので、平成24年度決算における将来負担比率は57.5%となりました。前年度と比べ10.6ポイント好転となりました。

要因といたしましては、御宿中学校屋内運動場、柔剣道場建設に係る町債及び臨時財政対策債の発行により、地方債現在高は増加しているものの、一部事務組合の将来負担見込額等が減少し、さらにこれから差し引く基金現在高が、児童福祉施設建設等基金及び公共施設維持管理基金への積み立てにより増加したこと、また分母である標準財政規模が減少したことが挙げられます。

最後に、各指標における判断基準でございますが、それぞれ早期健全化基準及び財政再生基準が設けられております。平成24年度決算における御宿町の健全化判断比率は、いずれも基準の範囲内でございますが、これに安住することなく、今後も時代や状況に応じた適正な財政運営、透明性の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 以上で、報告第1号を終了いたします。

---

### ◎報告第2号の上程、説明

○議長（中村俊六郎君） 日程第5、報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成24年度資金不足比率についてを議題といたします。

佐藤建設環境課長より報告を求めます。

佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） それでは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成24年度資金不足比率についてご報告いたします。

計算書は水道事業会計決算資料、最終ページに添付してございます。

平成24年度御宿町水道事業における資金不足比率を算定いたしましたが、資金不足の額の算出はありませんでした。

今後も引き続き、経営状況の安定を図り、必要に応じて適切な健全化対策を講じるよう努め

てまいります。

以上のおり報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 以上で、報告第2号を終了いたします。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第6、議案第1号 備品の取得についてを議題といたします。

木原総務課長より議案の説明を求めます。

木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 取得いたします備品の名称は、消防ポンプ自動車で、配備先は新町、六軒町、第二分団でございます。

現在、消防ポンプ車の更新は20年を目標としており、第二分団配備のポンプ自動車は、平成5年1月に取得し、本年1月で20年を経過したものでございます。

取得予定価格は1,704万3,600円、契約の相手方は東京都八王子市中野上町2丁目31番1号、日本機械工業株式会社本社営業部、部長平井厚行で、仮契約日は8月6日であります。

消防ポンプ自動車の性能、仕様につきましては、次のページの資料により説明いたします。

車種はいすゞ、ダブルキャブ6人乗り、4ドア、ミッションはオートマチック式、ポンプ装置は高圧2段バランスタービンポンプ、性能はA-2級で、規格放水性能、1分間に2,000リッターの水を放水する性能となっております。付帯設備といたしましては、小型動力ポンプを積載いたしました。

納入時期は26年3月の予定であります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

分団のポンプ自動車の更新ということではありますが、現在のポンプ自動車との違いですが、何か幾つか違うというようなお話を伺っておるわけですが、その仕様が違うのであれば、変えた理由。それから、御宿町は非常に、団員の中で常にきちんと管理が行き届いて、見た感じは非常にきれいなんですけれども、かなり年数とかたっているところがあるようですけれども、その辺が今はどうなっているのかということと、現状の話ですね。それから、これを更新した場合、今まで使っていたもの、自動車ですね。過去は新聞報道を見ますと、第一へ配備される

というようなことがあったりしますけれども、その辺も含めましてお聞きをしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 現在所有しています第二分団は、水槽付きの消防自動車ということになっております。これを今度は、消防ポンプ自動車、一昨年買いました第七分団、岩和田と同じ形式にするわけです。これについては、分団員の要望がそのCD-1といいます岩和田第七分団と同じ要望であったということと、仮に水槽付きの消防自動車の場合は、免許をやっぱり今持っている普通免許じゃなくて、中型の免許を取得しないと道交法の改正によってできないということと、今、第七分団のときにはマニュアル式でしたけれども、これはオートマチック式でございます。これは団員が免許を持ってないと、今後入団する、そういうことの要望の中で、分団の要望としてこうなったということでございます。

それと、20年使っておりますけれども、水槽に水をためるわけなんですけれども、多少漏れがあるという報告を受けております。一昨年、岩和田第七分団については、東京電力の要請によりまして福島第1のほうに廃車の後、寄贈となったということでございます。その前の高山田についてもやっぱり同じ状況で、寄贈しております。

今回も来年の3月に廃車になる予定ですので、東電のほうには打診しているという状況でございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

これも新聞報道で見ますと原発の冷却水のための原子炉への注水ですか、ですから本当に非常に大事な任務をさらに担っているということだと思いますので、引き続き活用ができるのであれば、そういう道を模索していただきたいと思います。

それから、ただいまの説明の中で、この二分団、現在は水槽式ということでありましてけれども、これも今ご説明の中では団員の運転免許、これもまた昨今は変わったようでございますし、また、私が団員だったころはオートマ免許というのはなかったわけですが、今はオートマ免許もありますし、そういう面では団員確保、それから緊急時は誰でも、消防団員だったら消防車を第一に運転して現場に行かなきゃいけないということは私も理解をしておりますので、こうしたことは当然な対応だというふうに思っております。

聞きたいのは、それでは、今までたしか二分団だけが水槽つきポンプ車を持って運用していたと私は理解をしておるんですけれども、これは今後、じゃ御宿町消防団としてはどうされるのかと。もうこれで水槽式というか、それについてはもう常備消防に任せるのどうかというこ

とも含めて、いろんな各種計画はいただいておりますけれども、今後の整備、どういうふうにしていくのか含めて、ちょっと伺います。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 今、石井議員がおっしゃったように、広域の消防本部で水槽は配備をされていると。今後の活性化計画の中で、やはり20年を基準に更新していくという計画ですが、水槽つきについては今のところは予定がないということになっています。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑は。

1番、大野吉弘君。

○1番（大野吉弘君） 1番、大野です。

細かい質問で申しわけありません。

仕様も型式も現状に合わせて選択しているということについてはすごくわかりました。

民間的な感覚で1つ質問させていただきたいんですが、この1台1,700万円という消防自動車、これは購入にあたっての価格の交渉がなされているのかどうか、もとのこのものに関してはこうなんだということはあろうかとは思いますが、1台幾らの幾らが大きいので、普通に考えて、その辺がどうなのかなということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） これについては、備品購入でございまして、入札のほうを行っております。消防ポンプを扱う、また今までの実績の中で、町で指名する中で4者を指名いたしました。これについて入札の結果、一番最低価格のこの会社と仮契約をしたという状況でございます。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方、挙手願います。



(挙手全員)

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は議案のとおり可決することに決しました。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第7、議案第2号 御宿町財産の交換、譲与及び無償貸付等に関する条例の制定についてを議題といたします。

大竹企画財政課長より議案の説明を求めます。

大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） それでは、議案第2号 御宿町財産の交換、譲与及び無償貸付等に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

条文をご覧いただきたいと思います。

第1条の趣旨は、本条例案の制定趣旨を規定するものでございまして、地方自治法237条第2項の規定により、財産の交換、譲与、無償貸し付け等行う場合について定める条例を制定するものでございます。

第2条につきましては、普通財産の交換ができる場合を規定するものでございまして、町が公用または公共用に供する目的で、他人の所有する財産を、また国や他の地方公共団体が公用または公共用に町の普通財産を必要とするとき、同一種類の財産に限り交換をできることとするものでございます。

第2項の規定につきましては、交換は等価交換を原則とし、差額は金銭で補足することとしております。

第3条につきましては、普通財産の譲与または減額譲渡できる場合を定めるものでございます。なお、本文中の公益事業につきましては、電気、ガス、水道などの供給事業のほか、鉄道や郵便事業、電信電話などの事業を指すものでございます。

また、第1号では、地方公共団体などが公用・公共用、または公益事業に利用するため他の公共団体に譲渡をする場合、2号では、市町村ではほとんど例がないということですが、公用・公共用財産の維持や保存のため、費用を国や地方公共団体が負担した場合に、その財産の用途が廃止された普通財産をその負担した費用の額の範囲内で維持保存費用を負担した地方公共団体などに譲渡する場合とするものです。

3号では、寄附により取得し、公用・公共用に供していた財産の用途を廃止した普通財産に

ついて、寄附者、または相続人等に譲渡をする場合、4号では、公用・公共用の財産の用途にかわる他の財産の寄附を受けたため、この財産の用途を廃止した場合について、この用途を廃止した財産を、寄附を受けた財産の価格に相当する金額の範囲内で寄附者等に譲渡する場合について定めるものでございます。

第4条につきましては、普通財産の無償貸し付けまたは減額貸し付けできる場合を規定しているもので、国もしくは地方公共団体、公共的団体などが公用・公共用、公益事業に供する場合等と定めるものです。公共的団体とは、農協や商工会、社会福祉協議会などをいいます。

第5条は、物品の交換できる場合を規定しているものであり、第2項につきましては、第2条と同様、等価交換の原則について記載したものでございます。

第6条につきましては、物品の譲与または減額譲渡できる場合を、また第7条につきましては、物品を無償貸し付け、減額貸し付けできる場合を定めるものでございます。

最後に附則でございしますが、附則第1条は、条例の施行日を公布の日からとするものでございます。

附則の第2条の経過措置でございしますが、条例施行前に契約したこの条例に該当する使用貸借契約につきまして、本条例の規定によりなしたものとみなしていただけるよう規定をさせていただいたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

御宿町財産の交換、譲与及び無償貸付等に関する条例ということでございしますが、これ、ちょっと幾つか、御宿町、今の現状の中でどういう事例なのかという、ちょっと紹介をしていただけますでしょうか、あれば。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 現在の事例で申し上げますと、第4条の関係でございすけれども、第4条のほうで、この条例は各自治体が昭和39年ごろにこの条例を制定して、これののっとり管理を図っており、御宿町についてはこの条例がなくこれまで来ておりますけれども、御宿町においても、こうしたこの条例案に該当するような賃貸借契約で、他の自治体と同様に扱っているものがございます。

具体的に申し上げますと、御宿町の商工会、それから七本区民館、新宿共同館、実谷区民館、

こちらの建物のある土地について、公共的団体というような考え方の中で、この条例と同じような使い方をしてしまっておりまして、無償で使用貸借契約を結ばせていただいているところでございます。

したがいまして、みなしの経過措置につきましては、これらのものについては同様に扱っていただけるようにということでのご提案をお願いしているものでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） もう少し落ちついてしっかりと答弁をいただきたいです。まず、語尾の末語が違うと、イエスもノーになってしまうということがありますので、気をつけていただきたいと思います。

そうしますと、近隣含めまして、主に昭和30年代に整備されたということなんですね。

お聞きしたいのは、今般整備するこの条例でありますけれども、類似団体の運用と違う点がまだあるのか、ないのかということですね。全く同じであれば同じであると。

ただ、この昭和39年以降、さまざまなそれが当然変わっておりますから、そういうものはそれに照らし合わせて新しく用途が、事項を調整するという、これは当然だというふうに思うんですけれども、それは国・県の状況であると思いますので、御宿町として今般これを提案するにあたり、その辺のところはどういうふうなことなのか。

それから、附則の2項でありますけれども、「なした行為とみなす。」と。これは、契約書ですよね、契約書をなした行為ということですから、それはそれで結構だと思うんですけれども、そのほか、今要するに契約書がある分を多分課長は述べられたんですよ、御宿町で実際に。それ以外に類似した物件と申しましょうか、財産というのは御宿町にあるのかなという感じがするんですね。現在の利用状況ですね。それが、誰が利用するかというのはまたいろいろあるんだと思うんですけれども、そうしたものについては、じゃこうした条例ができたことにより、きちんとそういう契約と申しましょうか、書面で交わすという事務作業が必要になるんでしょうか。それをちょっと確認をしておきます。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） まず、この条例の制定について、他の団体との取り扱いの違う点があるのかということですが、他の団体と同様の内容で定めさせていただいているということでございますので、その辺の基本的にずれる部分はございません。

また、国・県等の改正は、その後の改正につきましては、当然それに伴った規定をしたものでございます。踏まえた規定をしているものでございます。

このほかにそういった事例がというお話なんですが、ちょっと私のほうで把握しておるのは今申し上げた4点ということなんですが、それ必要なものが当然あれば、今後それに対応させていただきますと思います。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 5番、土井です。

この条例の中の特に留意しなきゃならないことは、私は、6条1項の「公益上の必要に基づき、」、また7条の「公益上必要があるとき」、この文言がすごく抽象的で、恣意的なことが介入されやすいような文言なんですね。この表現をやっぱり充分踏まえた上で使っていないと、いろんな不当な介入によってなされる可能性が充分あるので、私が思うに内規的に、これこれこういう状態、これこれこういう状態という具体的なものを挙げて明確にしておいたほうがよろしいんじゃないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 公益性という点でございますが、個別に最終的には判断されるということになるかと思いますが、基本的には、町民の利益の増進につながる、効果が見込まれるですとか、貸し付け自体が公共的な目的で使用されるかと、そういったような判断になるかと思いますが、こういったある程度判断があいまいな部分につきましては、所管する議会の委員会等に相談させていただきながら進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 土井です。

そのほかに、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第3条、これとの関係はどうなるか、ちょっとご説明願えますか。

議会の議決に付すべき、条例がありますね。正確に言いますよ。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条との関係ですね。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 失礼いたしました。

議会の議決の財産の取得についてのことということで、お答えいたします。

こちらにつきましては、700万円以上の財産の取得処分、土地について5,000平米以上ということで、こちらについては自治法による議決の案件ということでございます。

(「よく聞こえない」と呼ぶ者あり)

○企画財政課長(大竹伸弘君) 議会の議決をいただく700万円以上の財産の取得処分、土地の場合につきましては5,000平米以上のものについてとなりますが、これは当然自治法上このままの取り扱いということになります、この規定以下でも先ほど説明させていただいた条例の規定を超えるたとえば、減額譲渡などについては議会の議決が必要となるということでございます。

○議長(中村俊六郎君) 5番、土井茂夫君。

○5番(土井茂夫君) 土井です。

つまりは、この差額金額が例えばこれだと700万円以上ですか、その場合は議会の議決を付すということで理解してよろしいんですね。

○議長(中村俊六郎君) 大竹課長。

○企画財政課長(大竹伸弘君) 財産の取得と処分についてはその金額が700万円を超える場合のほかはこの条例の中の規定を超える減額貸し付けですとか、譲与等、この条例の範囲で読めないものについては、議会の議決をいただくということでございます。

○議長(中村俊六郎君) 5番、土井茂夫君。

○5番(土井茂夫君) わかりました。

ちょっと最初に立ち戻って申しわけないですけども、そもそもがこの条例というのは、他の市町村は早くからこの条例を設けていたわけなんです。今さらながらこの御宿町が設けるといのが、ちょっと私は近々に何かいろんな事案があって、これを処理しなきゃいけないのかなと、そういう意味でこの条例を大分、他市町村に比べておくれて条例を制定するわけなんですけれども、その狙いが多分この先あるんじゃないかなと私は思っているんですけども、先ほども石井議員からもそういう話がちょっとあったんですけども、そういう狙いがあるからこそ条例をつくったんじゃないかなと私は勘ぐっちゃうところがあるんですけども、どうなんでしょうか。

○議長(中村俊六郎君) 大竹課長。

○企画財政課長(大竹伸弘君) これまでこの条例が当町にないということについて気がついたといいますか、判明しましたのが最近だったということで、それを他の団体と同じような事務処理をさせていただくために今回制定をさせていただくものでございます。

先ほど申しあげました現在継続しているものがあるものですから、こちらについてはご承認をいただいて、条例で進めてまいりたいということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 正直にそのように話してくれれば、私はもう結構だと思います。

だから、つまり我々御宿町、これは関連になっちゃって、議長ちょっと、回答は要らないですから。いろんな条例が他市町村では数多くつくってあります。条例が我が町にないやつが結構あるんですね。ちょっと例、ここで例を簡単に私は挙げちゃいますけれども、定住化促進の企業誘致の問題、さらには指定管理者等の法律が、各市町村ほとんどあります。

ですから、今後こういう条例に、やっぱり他市町村のいろいろ動向を見ながら徐々に整備していったらどうかと思いますので、ひとつ検討願います。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は議案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第8、議案第3号 御宿町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第3号 御宿町子ども・子育て会議条例の制定について説明させていただきます。

本条例は、子ども・子育て支援法が平成24年、昨年8月22日に公布されたことに伴いまして、同法第77条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、御宿町子ども・子育て会議を設置するものでございます。

法の背景といたしましては、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、地域の保育支援、教育保育の質的改善や地域の子ども・子育て支援の充実など、現状の課題の解消に向けた取り組みを実施することとされております。

ただ、主な要因、社会背景といたしましては、待機児童の解消というものが主な法改正のものになっております。

それでは、条文につきましてご説明をさせていただきます。

第1条、設置につきましては、子ども・子育て支援法の施行を受けまして、その規定により設置するものでございます。

第2条、任務につきましては、子ども・子育て支援法第77条第1項に規定されたものを明文化したものでございます。

第1号、特定教育・保育施設とは、認定こども園、幼稚園、保育所に関するものでございます。

第2号、特定地域型保育事業とは、利用定員5名以下の家庭的保育や利用定員19名以下の小規模保育事業に関するものでございます。

第3号、第4号の規定につきましては、平成26年度策定を目途としております市町村子ども・子育て支援事業計画に関する規定でございます。

第3条、組織につきましては、国の規定や組織、広域での対応として、管内2市1町と同様の組織体系といたしました。

第4条は、委員の任期、第5条は、会長、副会長の配置及び選任による規定でございます。

第6条は、会議の開催に関する規定となっております。

第7条は、事務所掌を保健福祉課とするものでございます。

第8条は、委任に関する規定でございます。

附則は、条例の施行日及び委員報酬に関するもので、公布は議会の承認後となります。委員報酬は、会長3,000円、委員を2,900円とさせていただくものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

御宿町子ども・子育て会議条例の制定についてお伺いします。

子ども・子育て会議について、これは政府報道の資料でございます。この今説明にありました昨年8月に制定をされたものですね。これを見まして、これを全部議論するわけにもいきませんので、1点だけ私は確認をしたいと思います。

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みとして基礎自治体が実施主体であると。費用でありますけれども、社会全体による費用負担、いわゆる自公民3党での共通の合意事項ということになります。消費税率の引き上げによる国及び地方の恒久財源の確保を前提とする。幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を合わせて1兆円超程度の追加財源が必要と。

これは、昨今のニュース報道を見ましても、10月には首相が一定の判断をするということでもありますけれども、これ当然この間の合意の中で、景気を見て判断するという公約であったことはご承知のことと思います。

そういう性質のものであるということですので理解してよろしいでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 消費税、社会保障と税の一体改革という中で議論もされてございますが、ただ、法の中の市町村の役割ということでは、市町村、国・県のそれぞれ役割がございまして、私どものほうの役割ということは、地域の子供の支援事業を総合的、計画的に行うということで、計画策定、アンケート調査、こういったものを主体とした今後の幼児教育の対応というものが主な内容、事業というふうに位置づけております。今議員がおっしゃる給付関係というのは、今度は国・県の話になりますので、今後の一体改革の議論の中でどういうふうな形で振り分けられていくのかというのは、今のところ不透明でございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

おっしゃられる、説明のとおりだと思うんですね。不透明ということで、御宿町も子供の例えば医療費の町負担でありますとか、町長も公約に出されておりますさまざまな施策展開をして、いわゆる子育て世代を応援されております。これが政府の大きな枠組みで、今担当がおっしゃったとおりに不透明なんですね。

これは、御宿町もこれから保育園の施設、これを先ほども質問いたしましたけれども、整備していこうと、これも当然一定の財政が伴うわけでありまして。



こうしたものも、本来ならこういうものも入ってこなければならぬ、それが例えば景気の動向で、これはここで判断する話ではないんですが、延期ということになれば今は財政根拠を失うわけですよ。そういう不安定な施策を政府は行っているという、これは指摘をしておきたいと思います。

今おっしゃられた、この間、こういう子ども・子育てに関しまして、今回は正式に委員会としての立ち上げをするということで、ここでさまざまな子供たちや関係機関の意見を調整して、いわゆる子育て環境を充実させていくということが趣旨だというふうに私は理解をしておるわけでありましてけれども、この間はそういうものはどういう形で進めてこられたのか、今回こういうものが初めてなのかということですよ。

それから、先ほども質問しましたので答弁は要りませんけれども、具体的に施設建設に向かっていくと、どういうものがまず必要かという、今検討していただいているんだろうと思いますけれども。そういうものと調整しながら、具体的に御宿町のあるべき姿、保育環境、これを構築していただくということだというふうに思いますので、ちょっとその辺の過去との関係で今度のこの子育て会議は、今説明されたとおりでとは思いますが、過去はどうだったのか、ちょっとその辺は確認をしておきます。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それにつきましては、5年ごとに次世代育成計画というのを作成してございまして、それがたまたま26年度が最終年度となっておりますので、今回の会議が発足いたしますと、実は閣議決定が今までされてきて継続的に計画が立てられていたものが、今度は子ども・子育て会議として次世代育成計画というものが新たに発足されるという位置づけでございます。

ですので、今まであったものが今度は法に基づいた計画に格上げされたというふうに理解します。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(中村俊六郎君) 全員の挙手です。

よって、議案第3号は議案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑

○議長(中村俊六郎君) 日程第9、議案第4号 御宿町分担金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

佐藤建設環境課長より議案の説明を求めます。

佐藤建設環境課長。

○建設環境課長(佐藤昭夫君) それでは、御宿町分担金条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

地方自治法第224条の規定に基づき、町において施行する土木事業に対して、特に利益を受ける者から分担金を徴収する旨を規定した御宿町分担金条例の第2条、工事の範囲に町営治山事業と急傾斜地崩壊対策事業を追加し、第3条、分担金の総額に、新たに定める第2条第1項第4号から6号までの負担割合を、町負担分の100分の15を超えることができないものとして規定をするものでございます。

初めに、町営治山事業ですが、治山事業として、市町村が行う小規模崩壊地等を復旧する事業で、事業費のうち3分の2を市町村が負担することとなっております。平成26年度以降、このうち100分の15についてご負担をお願いするものです。

次に、急傾斜地崩壊対策事業につきましては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律によりまして、急傾斜地崩壊危険区域内におきましては、土地の所有者及び被害を受けるおそれのある者の双方に被害の除却や軽減のために必要な措置を講ずる旨の努力義務が規定されているところでございます。

現在御宿町では、8カ所の急傾斜地崩壊危険区域が指定されており、防護施設の整備が行われております。事業にあたっての町負担ですが、防護する施設の状況によりまして、10から20%となっております。平成26年度以降、この町負担の100分の15についてのご負担をお願いする

ものです。

特に利益を受ける者からという分担金条例の趣旨、地域内における法律上の管理義務、または、近隣市町村での分担金の運用状況等から、今後一定のご負担をお願いしたいことから、本条例の改正案を提案させていただくものです。

なお、本条例の改正につきましては、8月22日の産業建設委員会でご説明をさせていただきましたことを申し添えます。

以上説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

分担金条例の一部を改正する条例の制定ということではありますが、ただいま説明をいただきましたが、2条4それから6として、この2項をこれまでの条例に加えるという内容だというふうに理解をいたしました。

特にこの治山事業ですね、急傾斜崩壊対策事業ということではありますが、昨日のたしか一般質問の中で、町内で危険箇所、災害、おそれがある場所ということで、ちょっとよくメモっておりませんけれども、かなりの数、言われていましたよね、86とか38とかという数がちょっとメモとしては残っているんですけども。これはいわゆる関東大震災を含めまして、町として防災上必要な場所だということですよ。その数は答弁でもう一度言ってもらいたいと思うんですけども。

これまでは、県事業を含めましても、御宿町としてはその当該の地権者等に負担をしていただかなかったと思うんですね。これ、地権者や当該の住民から申請が上がってなす事業、さっき言ったのとは違いますよね。要するに昨日の一般質問で述べた、町として安全対策を講ずるべき箇所及び予定だったと思うんです、たしか質問の内容は。ちょっとそれを、じゃ先に。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 土砂災害の警戒区域というのは、昨日ご説明しましたけれども、法律に基づいて例えば傾斜度が30度以上で前に住宅があると、そういう条件が備わったところを県が調査して、地形も地質も、で指定するというのが御宿に86あるということでございます。そのうちの46%は実際に指定して、例えば早目の町長から避難命令を出すということで、それはあくまでもソフト事業でございます。

今度、今やっているのは、急傾斜についてはハード事業といえますか、それを抑えるほうで

ございますけれども、これは、私が昨日説明したのとはまた違って、やはり予算がありますから、順次県がやっていくと、そこに町が応分の負担をするということで進めます。

住民の説明の中でも、今まで順次やってきましたけれども、もう急傾斜の対応をやったところ、それとまだやっていないところがありますから、それは要望が上がってきますけれども、当然一どきにはできませんので、要望の緊急度の高いところからやっていくという説明を県のほうではしております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 今総務課長がおっしゃったいわゆる防災の位置づけの中では、非常に小さな箇所、それはいわゆる町営治山事業という内容にも入っていると思うんですよね。いわゆる町民の命と財産ですよ、どう守るかというのは町の責務ですよ。県がやるとかなんとかという話じゃないと思うんですよ。

まさに今日、今般、大震災を経て、そしてまた今年の異常気象を経て、どういう防災の町づくりを進めるんだという部分が中心的な議題だったんじゃないですか、議員から提起された内容というのは。整合性がないじゃないですか。防災の、幾らソフト事業といたって、それはわかりますよ、細かい話は。ただ、全体的にはまだたくさんあるわけですよ。じゃ、必要がなければ、だって設ける必要はないじゃないですか、新たな話は。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 昨日の一般質問で小川議員から土砂災害の危険区域、警戒区域が御宿はどれほどあるんだということでご質問を受けました。

これについては、法律に基づいて県が調査して、その基づいて地権者に説明を行い、町長が同意するという流れの中で、早目に指定されたところには知らせると。それと、今後住宅をつくる時、また移転についても促進するという法律に基づいて行っているものでございます。それについてご質問がございましたので、今の現状、それについて昨日はご説明いたしました。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） ですから、これ、わざわざ6というのを新たに加えたということは今後こうした事業があると。ないんだったら入れる必要はないじゃないですか、そもそも。それ、言っていることと整合性がないんですよ、総務課長。

こうした急傾斜事業において、簡単に言えば県事業において、15%の負担を求めるといふことでしょう、簡単に言えば。これ制定する前は、そんな項目なんかないんですからね、ないものは制定できないですよ、当たり前ですけども。昨日からと同じ話ですよ。

これから防災のまちづくりをやっていこうと、住民の協力もいただこうということなんでしょう。そこのところ、だって住民以外も通るわけじゃないですか。そういうことで町長が判断をして、御宿町は負担を求めないで来たんじゃないんですか。ほかが取っているから、御宿もこれから取ろうというだけの話なんですか。そんな安直なことなんですか。地方分権一括法から取っているじゃありませんか、違うんですか。何度と、幾度となく説明いただきましたよ、これまで。どこに整合性があるんですか。これからどうやって整備していこうというんですか、町民の協力をどうやって引き出そうというんですか。協働のまちづくりって、先般計画をうたったじゃありませんか、つくったじゃありませんか。それは、応分の負担をしてもらおうということなんですか。そういうことでいいんですか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 急傾斜地崩壊対策事業ということですが、急傾斜地崩壊危険区域ということで、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づきまして知事が指定をして、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護することを目的にこの地域の指定をさせていただきます。

この急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の中で、「急傾斜地崩壊危険区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、その土地の維持管理については、当該急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊が生じないように努めなければならない。」、また、「急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者は、当該急傾斜地の崩壊による被害を除却し、又は軽減するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」というふうに規定されてございまして、急傾斜地崩壊危険区域内において土地の所有者及び被害を受けるおそれのある者が、双方に必要な措置を講ずる旨の努力義務が規定されているところでございます。

こういった法律の趣旨も踏まえまして、受益者における法律上の管理義務を踏まえまして、以降、一定の負担をお願いしていきたいということで、今回、条例の一部に追加をさせていただいているような状況がございまして。

近隣の市町村におきましても負担金を取っていないのが御宿町だけという状況もございまして、同じ率の町負担分の100分の15について負担金の追加をお願いするというので、今回提案をさせていただきました。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 私の質問に答えてないじゃないですか。

私は、地方分権一括法について質問しているんですよ。

それと、これは私も先般の産業建設常任委員会を傍聴させていただきましたけれども、いわゆる第2条1項から6項までですね、例えば1項、町道及び橋梁の新設または改修と。御宿町は、ちょっと昔の話をしますと、いわゆる赤道を町道と認定いたしまして、一般的には農道とか林道とか、現実的にはちゃんと住民の住居があって生活はしているわけですから、私はいいとは思いますが、そうしたのも町道認定をして整備をほとんど終えていると。それが、負担行為はなかったはずですよ。近隣の自治体では、つい最近まで町道だとか橋梁まで負担をしていたと。公道ですよ、もあったじゃないですか、あれ、誰が管理しているんですか、誰が設置しているんですか。本来、あれは町がきちんと維持管理しなくちゃいけないものでしょう、税金をもって。

そこまでちょっと話は広がってしまいますが、じゃこういうものを今後取っていくのかということですよ。子供たちの通学路であり、消防自動車も救急車も郵便局も、皆さんもいろんな事務で町道を、住民の人もそうだし観光客の人もそうだし、使うわけでしょう、公道でしょう。ですから、御宿町は負担、これを取ってないで来たじゃないですか。

じゃ、今度はこういうものも全部負担をしていただくんですか、今言ったところ。いや、あくまでも4と6だけですと。説明になってないじゃないですか、これ。

そんな規定なんかここに書いてないですよ、ただ、その率は4、5、6号については1割5分を超えないというふうにはただし書きはありますけれども、それは負担の率だけです、ここに規定してあるのは。

で、御宿町は、この地域では一番早く道路整備を終えているんですよ。違うんですか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 本条例につきましては、制定の時期は昭和36年ということで議員さんご指摘のとおり、町道について負担分を取るのかということなんですけれども、過去において道路の整備とかが充分でないときに、例えば側溝の整備ですとか、そういうところを優先してやっていただきたいということで、それらの状況の中で負担金をいただいて、過去において整備をしたような事実はあるようでございます。

そういった意味では、公益性のある場所については今後どうするのかということころは、基本的には公益性の高いところというのは、この負担金をとということではなくて、基本的には町営治山事業ですとか急傾斜地ですとか、特定の受益があるところについて今回負担金をお願いしたいということで、追加の事業として提案させていただいているところでございます。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 5番、土井です。

この分担金条例については、建設産業委員会で協議したわけなんですけれども、まず私は、再度、この条例の不備について指摘したいと思います。

まず、現在分担金として徴収している事業は、漁港整備事業、中山間地域総合整備事業の2事業です。そこで、中山間地域整備事業はこの条例のどこに当てはまるんですか、分担金はもらっていますよ。この条例では全然読めないんですけれども、どこに当たるか、ちょっと説明してもらえますか。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 中山間事業につきましては、土地改良事業の一部でございますが、こちらは県営事業でございます。ここに規定されているのは、町が行う土地改良事業の規定でございます。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） そういう答弁であれば、この土地改良事業というものは町営だということここをここに明記すべきなのに、町営とも何も書いていない。土地改良といえば広く見れば、中山間整備事業というのは土地改良事業ですよ。つまり、この条例が昭和36年にできたといいますけれども、これの適用にあたっては、条例を改正してからやるべき話なんですよ。

1つには、当初予算で出しているから、皆さんに周知徹底しているんじゃないかという意味ではわからなくはないんですけれども、やっぱり条例遵守、これをしなきゃならないわけですよ、それを守らなきゃ。ガイドラインがあるとか何とかじゃないんですよ、地方分権があるからこそ、そこに地域に任された負担率というのは設けていいわけなんですよ。

それで私は、この今回の分担金条例に中山間地域整備事業もこれにはっきりと盛り込むべきだと。何だって52年にわたってこの条例はずっと生きてきたんですよ、大改正しなきゃいけないんですよ、現在。

それから、近未来にわたって、50年とはちょっと余り言い過ぎかもしれないですけども、時代がこれほど千変万化に変わりますので、それに耐え得るような条例をつくってもらいたいと、私はそう思います。

それと、石井議員からも話したように、河川、道路、橋梁について、今後も条例を適用して負担金をもらうと、こんな条例なんてどこの市町村にもありませんよ、御宿町だけです。こ

れがあるんだったら、実際他の市町村でこういうことがあったら、見せてもらいたいですよ。

先ほどちょっと石井議員から話された、赤道を町道にしている、整備は終わったか。正直に言います。これは全然整備なんか終わっていませんよ。赤道を指定しているだけです。これはそのとおりなんです。そういうことに対しても、じゃ今度適用するかと。じゃ、何で道路法の道路として指定するか。だから、ちぐはぐなんですよね。次にまたあれしますけれども。

それで、これも指摘した事項なんですけれども、そもそもその他の町営事業、これはどんな事業を想定しているのか。これにはやっぱりいろんな方の恣意的な判断が入っちゃうんですよ。この中に、これこれの事業、これこれの事業を見ようという形で、皆さんの税金をここに負担して、さらにその受益者の方に対してお金をもらうわけですよ。それは恣意的なものが入ってはいけないので、私は、その他の事業ってどういうことを想定しているのか、それでなおかつ、その他の事業で1割5分、15%でいいよと、そういうことをこの条例でうたっているわけですよ。今までは50%、今度はその他町営事業は15%。何にその他町営事業は当たるのか、それを説明してもらえませんか。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） その他町営事業の内容でございますが、農業用のため池ですとか、用水路、排水路、これは農業用のものを想定しております。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） そうであるなら、今回の補正予算、ため池事業は50%ですよ。いいですか。今回も後から出てきますよ、御宿町一般会計補正予算に出ていますよ、ため池の分担金は半額ですよ、半額。

つまり15%ではないんですよ、50%なんですよ。だから、ため池なんかという事業があるんだったら、ため池という形で表示する、この条例に表示するなり、私はこのため池の事業なんて土地改良事業の一環だと思いますよ。だからそう見て50%にしたんだと、今の説明では15%になっちゃうわけですよ。その辺はどうでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） このたびの15%のご負担をいただくのは、4号といたしまして町営治山事業、それと6号といたしまして急傾斜地崩壊対策事業ということで、その他の町営事業については、今までどおり50%ということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 4号ないし6号じゃないということですね。5は抜けているというこ



とですね、そういうことですか。

そうであれば、これはもう紛らわしく、正直言って、今までの4号を5に変える必要性なんて全然ないですよ。単純なことかもしれないけれども、読み間違えやすいですよ。

それで、その他事業というのがため池事業だけなんですか。私は、なぜそういうことを言うかという、余りにもこれに、その他事業に含みを持たせちゃいけないんですよ。条例というのはある面で、誰が読んでも、ああ、こうだなという形の条例を整備する必要があるんですよ。あの人が読んだらこう、あの人が読んだらこう、今の憲法9条と同じようなものですけどもね。だから、そうじゃなくて、こういうあいまいなその他町営事業なんか外して、具体的に書いたほうがいいんですよ。それで新たに出たら、また議会に付せばいい話なんですよ。

そもそも、大体が想定できるんですよ、今までの事業の中で。それをなぜ、その他なんて入れるんですか。他の市町村では、申しわけないですけども、いろんな条例を見ましたけれども、こんな表現なんか全然ないですよ。

次に、私は、事業によって15%だ、やれ50%だ、中山間はこの間、入っていませんよ。中山間は、分担金は3分の1ですよ、33.3%ですよ。

そういう負担率に差をつける、それはどういう根拠に基づいているのか。その辺を、単によその市町村がやっているから15%だなんて言われちゃ、これ、困るわけですよ。

先ほど話したように、急傾斜地崩壊対策事業は今まで御宿町は一銭たりも取らないで、安心・安全な町づくりをしようと、そういう意思がここにあらわれていたわけです。ここに来て、まだまだ急傾斜地崩壊対策事業はあるわけですよ。いや、来年からは15%もらうよといったら、もう混乱ですよ。

やっぱり新規事業が一巡して、これから改修に入る、だからこれからはもらいますよといったら話はわかりますよ。まだまだ御宿町は急傾斜地がたくさん残っているんですよ、実質的にね。それで来年からももらう理由は、財政的に厳しいからですか。安心・安全町づくりはやっぱり標榜しないということですか。

じゃ、答弁願います。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 分担金条例のそもそもの趣旨のところでございますけれども、目的の中に、町において施行する土木事業費支弁のため、工事に対して特に利益を受ける者から土木工事分担金を徴収することができる旨の規定がございます。

急傾斜地対策事業については、現在8カ所指定してございますけれども、ほぼ、既にその地

域については整備のほうは完了してございます。

今後、先ほどの土砂災害危険箇所等、新たに区域が設定されていった場合に、今後そういったところを整備していくにあたりまして、特に受益を受ける方に対して一定のご負担についてご理解をいただきたいということで、今回、条例のほうを提案させていただいてございますので、よろしくお願いたします。

○5番（土井茂夫君） もう一つ、答えてないですよ。

負担率の違いは何ですかと聞いているんです。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） もとものの条例におきましては5割ということで規定がございました。急傾斜地については、近隣市町村の負担割合等を参考にさせていただきまして、同じように町負担の100の15ということで今回提案をさせていただきましたので、よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 私は、漁業整備事業、これは50%、中山間地域整備事業33.3%、この負担割、私は、農業も水産も御宿町の基幹産業ですよ、両者、第1次産業の中でいかに若者を確保して就業をふやすか、ますます専業とする事業者はどんどん減っているんですよ。

御宿岩和田漁業組合においては、3年前ですか、正組合員数、いわゆる生業としている組合員数は130名いました。ここ3年間で、20名減で110名ですよ。さらに平均年齢が64歳です。これ、危機的な状態なんですね。伊勢えび祭りもみなと祭りも水産物を食材としてやっているわけですよ。やがては伊勢えび祭りなんかできなくなりますよ。

そういった意味も、私は、差別は極力なくしてもらいたい。中山間が3分の2だったら、漁港整備事業も3分の2にしてもらいたい。それは、中山間ということを私は別に悪く言うというわけじゃなくて、やっぱり農業の場合はその土地に生産性を上げるために区画して、その土地の評価そのものが増すわけですよ、生産性を増すために。漁業施設につきましては、結局は国及び県、この場合は町の財産となるんですかね、漁業組合がこの分担金を出しているわけですが、漁民の収益から出しているわけですが、そうしたところを見て、ますます今現在の防波堤ですか、漁業施設ですか、だんだん老朽化して、毎年毎年それを直さなきゃいけない。その負担というのはすごく大変なことなんですね。で、自分の財産じゃないんですよ。中山間でできた田んぼや畑は個人財産なんですよ。

そういう意味も込めて、私はこの中山間と同じように33.3%まで上げてもらいたいと考えて

いるんですけれども、水産業に対する、漁港整備に対するどういう思いなのか、それをあなたに聞きたいんですけれども。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 第1次産業は重要であるということは重々承知、認識しております。文井議員さんのご指摘ももっともだと思いますが、第1次産業、農業、漁業につきましては、そちらの振興につきましては国策でございまして、それなりに国費が入ることになっております。その国費、県費を除いた町の負担分の一定割合をご負担していただきたいということでございますので、まるっきりかかる額、全部を折半にしようという趣旨ではございませんので、ご理解のほう、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 私のこの分担金の意味は、国の補助、県の補助を除いた額について受益者と町が何%ずつ持つかという、これは条例だと思っているんですよ。あなたの今の説明の仕方だと、まるっきり回答になってないですよ。

分担金というのはそういうことなんですよ。結局町費、県、補助金を除いた町として負担しなきゃいけない額を、じゃ受益者に何%求めるかということなんですよ。中山間についても国は55%、県が30%、あと15%をどういう負担割合にしようかという話の中の、これは私が言っている3分の1なんですよ。全てそういうことなんですよ、これは。国の補助事業であったら、結局町の負担分をじゃどう分け合うんだという分担金条例なんですよ。ちょっと認識がおかしいんじゃないかなと思うんですけども。

つまり、中山間整備事業の最後に残った額が、お互いに町が3分の2持とうよ、農家の所有者の人たちに3分の1持ってもらおうよというのがこの分担金ですよ。私はそういう認識なんですけれども、ちょっと私の考え方が違うんだったら、教えてもらえますか。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 中山間地域総合整備事業の分担金の割合につきましては、県営事業ということで、また負担割合のガイドラインというものが示されておまして、それに基づいて実施しておまして、今回の条例制定をお願いしておりますのは、町において実施する町営の事業ということでございますので、それでご理解のほう、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 土井さん、3回以上。

○5番（土井茂夫君） 違うんです。違います。

急傾斜地崩壊対策事業も補助事業なんですよ、同じなんですよ、中山間、県営事業なんです

よ。だから、あなたの課のほうと、2つの課にこれはまたがっていると思うんですよね、この分担金条例はね。だから、急傾斜地崩壊対策事業も中山間整備事業も同じ分担金を払うんですよ。今回、あなた方は上がっている急傾斜地崩壊対策事業、15%でいいよということなんですよ、町負担分の15%ということになるんですよ。

その辺が何ですか、縦割り過ぎるんだよね、両方同じなんだよ。こっちは町営事業じゃないの、急傾斜のほうは。県営事業なの。ということですね。

(「議長、休憩して」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 答弁よろしいですか。

○5番(土井茂夫君) じゃ、佐藤課長、休憩の後に、だから、中山間と同じかどうか、その辺を教えてくださいよ。

(「休憩しようよ」と呼ぶ者あり)

○5番(土井茂夫君) 休憩でいいですよ。

○議長(中村俊六郎君) 暫時休憩します。

(午後 2時35分)

---

○議長(中村俊六郎君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 3時51分)

---

#### ◎議案第4号の取り下げについて

○議長(中村俊六郎君) ただいま御宿町長から平成25年9月11日、日程第9、議案第4号 御宿町分担金条例の一部を改正する条例について、取り下げの申し出がありました。

この取り下げについて、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

平成25年9月11日、日程第9、議案第4号 御宿町分担金条例の一部を改正する条例についての取り下げを決定いたしました。

日程第9につきましては、欠番といたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

日程第9については、欠番といたします。

---

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第10、議案第5号 平成25年度御宿町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

佐藤建設環境課長より議案の説明を求めます。

佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） それでは、平成25年度御宿町水道事業会計補正予算案（第2号）についてご説明をいたします。

初めに、補正予算書の1ページ。

第2条、収益的収入及び支出からご説明いたします。

支出科目の第1款水道事業費用、第1項営業費用に203万円を追加し、水道事業費用を2億7,820万9,000円とするものでございます。

次に、3ページの事項別明細書にてご説明いたします。

収益的支出の水道事業費用、営業費用、1目原水及び上水費は、当初予算にて105万円の修繕費を計上しておりましたが、現時点で新たに発生した施設の不具合への対応や、点検等により修繕が必要となる箇所が数カ所あり、これらの修繕に対応するため210万円を追加させていただくものです。

また、2目配水及び給水費で給料4万2,000円の減、3目総係費で給料2万8,000円の減、これは6月定例会にてご承認いただいた一般職員の給与の臨時特例に関する条例によりまして、水道班職員の給料についてこの7月から翌年3月までの9カ月分について、条例の減ずる率により算定された額をもって減額をするものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

御宿町水道事業会計補正予算（第2号）ということですが、事項別明細書3ページ、支出、浄水場機器修繕ということで210万円の補正になるわけですか、これは。

これは多分、当初予算で一定の修繕費が見込んであるというふうに思うわけですが、それと合わせて幾らになるんでしょうか。

それと、今現在の執行状況、それについて説明を求めます。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 当初予算で105万円を計上してございますので、合計で315万円ということになります。

現在、執行済みの分につきましては約30万円程度でございまして、今回210万円程度につきましては、新たに取り組む必要が生じたものに対応するための追加分でございまして、現状では、あと70万円ほどの修繕対応が可能な状況となっております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

こういう事案が出るたびに申し上げさせていただいておりますけれども、浄水場というのは、やっぱり安価で清廉な水を供給するという事業者としての責務が特別にあると思うんですね。こういうふうにして単独の会計を行っている、特別会計を行っているということだと思っておりますが、こうした事案、途中まで修繕していたから足らなくなったと、さらに修理が必要だ、修繕が必要だということだと単純に思うわけでありましてけれども、そのために幾つかの財政をきちんと分けて、緊急的に行うもの、投資的に行うもの含めて、きちんと財源の裏づけがあるわけですよ。違うんですか。

こういうものは本来、きちんと一定期間、使用年限というのが機器は多分一つ一つ定められているはずなんですね。それを過ぎたら、いつ壊れるか、メーカーからの保証はないんですよ。きちんとこれからも点検等もやっていただいているというように思うわけでありましてけれども、修理していたらさらに壊れているということは、私は一言で言えば管理不行き届きだと思っておりますよ。

これ、計画的にきちんと整備をしていく、財政的にも平準的に行うと、平準化をすることが今、国からも求められているんじゃないですか。

で、先ほどもそういう報告をされたじゃないですか。あれは金額ベースの話ですけどもね。これ、具体的にどういう修繕内容なんですか。それについて今後、じゃどうするんですか。同じことを私、ずっとこの間、聞いているんですけども、一向に具体的な対策はとられてないということですよ。今年予算もそういうのが載っているわけですか。あわせて答弁を求めます。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 今回の修繕のほうは、どちらかといいますと施設の更新のほう

うではなくて営業費のほうで対応いたします機器類の、例えばバルブの交換ですとかリレーの交換ですとか、そういった内容のものになってございます。

確かに計画的に修繕のほうは行われなければいけないんですけども、そういった計画を立てる前に、現状、次から次へと不具合が発生するような状況がございまして、確かにそういった意味では、常に対応しているような状況でございまして、今回200万円のうち、約4つの修繕を予定しておるんですが、これも事前に対応しておかないと先々浄水するために不具合が生じる部分でございまして、確かに計画的に実施はしなければいけないんですけども、応急的に対応しなければいけない部分につきまして、今回提案をさせていただいた状況でございまして、

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

現状の修繕に追われて計画が立てられないということですか。おかしいじゃないですか。きちんと財源はあるんですよ。計画を立てなさいということになっているじゃないですか。違うんですか。

じゃ、これは永久にできないということじゃないですか。どこかできちんと大規模な修繕計画をつくるべきなんじゃないですか。それ、必要ないんですか。ずっとこのまま際限なく、壊れたところを追っかけていだけでいいんですか。そうしたら、こんなの必要ないじゃないですか。

それは確かに建設水道課ですか、幾つか事業を持っていると思いますけれども、みんなどこでもそうですよ、各課。だから、半分の責任を持つということじゃないと思うんですよ。じゃ、誰が責任をとるんですか。違うんですか。違うんだったら、違うなりの答弁をいただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） ご指摘のとおりでございまして、現在、計画のほうを26年度予算に大規模な総合点検を入れまして、きちんと整理をするようなところで調整をしていきたいと考えております。

本年度予算でも50万円程度の点検費を組みまして、基本的には機器の制御盤類の点検を行う予定になってございまして、経年劣化の状況もございまして、耐用年数を若干無理して使っているようなものもございまして、かなり機器類の点数が多い中で、どの機械をどのタイミングで更新していくかというところを踏まえまして、やはり総合的な計画の必要性というのは感じておりますので、次年度以降の予算にて対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願

たします。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

わかりました。じゃ最後、一つだけ確認をさせてください。

御宿町は今、前の水道、いわゆるダムからの給水、それから利根川水系ですね、広域水道からの受水ということで、水源の二元化ですか。私はこれはやっぱり災害の対策として今後とも必要だと思うんですね。そういう判断なのか、それとも、御宿町水道は一元化、いわゆる広域水道のみにするのか。それだったらそれでまた話はわかるんですよ。ちょっとそれだけ確認したい。どういう判断なのか、担当として、それだけちょっと確認したい。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 基本的には、今年の夏も一部渇水等のお話がありまして、そのときには南水からの給水を受けて対応している状況がございます。

その二元化というのも、例えば夏場の渇水対策等に対する保障的な役割もございまして、一方で、浄水施設の老朽化等の問題もございまして、その辺のところは今後検討はしてまいりたいと思いますが、基本的には、上水と南水とということで今後とも進めてまいりたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 瀧口です。

このことじゃないんですけれども、4号議案、これがそういう欠番になったと。

やはり執行部は一言あってしかるべきなんだよ。当然のことじゃないですか。町長がやるんじゃないくて、担当が言うと。1時間もごちゃごちゃして、何もなくてするっと思っちゃうような、なかなかいけませんよ。これは日本の常識ですよ。一言。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 申しわけございません、先ほどの御宿町分担金条例の一部を改正する条例の制定の提案につきましては、大変お時間をとらせてしまいまして、申しわけございませんでした。

（「それと。何でそうなったかという、やっぱり言うべきだよ。時間とただけじゃなくて。あっ、議長」と呼ぶ者あり）

○9番（瀧口義雄君） 時間をとったのはそうなんだけれども、どういう形でこうなったんだ



と、これは定例議会だから、やっぱりその辺を丁寧にやっていかないと、今こういう形で皆さん了解してくれたけれども、これ表決でやったら、可否という話になった場合、なかなか問題があるという中で、議運の委員長が配慮してくれたというものも考えて、やはり執行部は執行部なりの対応をとらなきゃということ。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第5号は議案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第11、議案第6号 平成25年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第6号 平成25年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回ご提案いたします補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ3,664万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を13億2,689万5,000円とさせていただくものでございます。

主な内容につきましては、後期高齢者支援金の額決定に伴う減額や財政調整基金への積み立て、前期高齢者納付金や国庫負担金等の額の確定に伴う返還金等の増額でございます。

それでは、予算書の事項別明細書に沿ってご説明させていただきます。

5 ページをご覧ください。歳入からご説明いたします。

9 款繰越金、1 項繰越金、2 目その他繰越金、補正額3,664万8,000円は、平成24年度繰越金を充当し、収支の均衡を図りました。

6 ページをご覧ください。歳出についてご説明いたします。

3 款後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支援金等、1 目後期高齢者支援金等、補正額64万1,000円の減は、本年度の拠出額の決定に伴う減額でございます。

4 款前期高齢者納付金等、1 項前期高齢者納付金等、1 目前期高齢者納付金、補正額6万4,000円は、3 款同様、本年度の額の決定によるものでございます。

2 目前期高齢者関係事務費拠出金、補正額2,000円も同様でございます。

9 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目財政調整積立金、補正額1,799万9,000円は、条例の規定に基づき、財政調整基金へ積み立てるものでございます。

11 款諸支出金、1 項償還金及還付加算金、3 目償還金、補正額1,922万4,000円は、国庫負担金の前年度に納付されました清算により返還が生じたものでございます。

なお、本補正予算につきましては、平成25年8月26日開催の第2回国保運営協議会においてご承認をいただいておりますことをご報告いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3 番、石井芳清君。

○3 番（石井芳清君） 3 番、石井です。

6 ページの歳出であります。基金積立金、財政調整積立金ということで、1,799万9,000円ありますが、補正額ということですが、これで財政調整基金の現在高、幾らになるのか。

それと、なぜこの積み立てできるだけの額がここで生じたのか、補正する理由ですよね。

たしか先般、国保については、税率変更、要するに増税ですよね、町民に対して負担をお願いしたという経緯があるというふうに思うわけですが、あわせて説明を求めたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 積立金の保有額につきましては6,361万9,718円でございます。

増額の関係につきましては交付金と、それから交付金採択の中で私どもがやっている事業に対しまして、新たに承認を得た交付金が600万円ほどございまして、そういったものの増額に

よるものでございます。

また、特に前年度と比べまして大きな障害、いわゆる病気とかがございませんでしたので、ある程度の積立金の確保ができたということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

前年度で最終的には大きな疾病等、いわゆるレセプト請求だと思えますけれども、それがなかったという理解だと思えますけれども、そうしますと、この金額の高い低いというのはあるかと思えますけれども、先ほどの質問で私は、税率変更ですね、そのことについても聞きましたけれども、この程度ではとてもすぐには、要するに安定運営に資するだけの金額ではないということなんでしょうか。それも含めて、再度説明を求めたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 私どもの基金のほうも少しずつ、全体的に増えてございまして、基本的には6,300万円という保有額を擁しているわけでございますが、1回に支払う保険料になりますと、やはり七、八千万円かかるという状況がございしますので、やはり安定的な基金保有額ではないというふうには判断しております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第6号は議案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第12、議案第7号 平成25年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第7号 平成25年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回ご提案させていただきます補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ11万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を1億2,389万3,000円とさせていただくものでございます。

主な内容といたしましては、平成24年度決算に伴う保険料及び督促手数料の精算によるものでございます。

それでは、予算書の事項別明細書に沿ってご説明をさせていただきます。

5ページをご覧くださいと思います。歳入からご説明いたします。

3款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、補正額3万1,000円は、広域連合からの還付金でございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目前年度繰越金、補正額8万5,000円は、平成24年度の繰越金を充当いたしまして、収支の均衡を図りました。

6ページをご覧ください。歳出についてご説明いたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額11万円は、前年度の保険料の精算による増額でございます。

3款諸支出金、2項諸支出金、2目一般会計繰出金、補正額6,000円は、前年度の督促手数料の精算による一般会計への繰出金でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(中村俊六郎君) 全員の挙手です。

よって、議案第7号は議案のとおり可決することに決しました。

---

### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長(中村俊六郎君) 日程第13、議案第8号 平成25年度御宿町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長(多賀孝雄君) それでは、議案第8号 平成25年度御宿町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

今回ご提案いたします補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,549万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を8億5,228万8,000円とさせていただくものでございます。

主な内容といたしましては、介護サービスの利用増加に伴う介護給付費の増額や平成24年度事業確定に伴う精算によるものでございます。

それでは、予算書の事項別明細書に沿ってご説明をさせていただきます。

5ページをご覧ください。歳入からご説明いたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費等負担金、補正額280万円は、介護サービスの利用増加に伴う国の法定負担分でございます。

2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金(介護予防事業)、補正額3万円は、介護予防事業に係る人件費の国の法定負担分でございます。

3目地域支援事業交付金(包括的支援事業等)、補正額13万4,000円は、包括的支援事業に係る人件費の国の法定負担分でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費等交付金、補正額406万円は、3款同様、介護サービスの利用増加に伴う支払基金への法定負担分でございます。

2目地域支援事業支援交付金、補正額3万4,000円は、介護予防事業及び包括的支援事業に係る人件費の支払基金への法定負担分でございます。

6 ページをご覧ください。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費等負担金、補正額175万円は、3 款同様、介護サービスの利用増加に伴う県の法定負担分でございます。

2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金（介護予防事業）、補正額 1 万5,000円は、介護予防事業に係る人件費の県の法定負担分でございます。

2 目地域支援事業交付金（包括的支援事業等）、補正額 6 万7,000円は、包括的支援事業に係る人件費の県の法定負担分でございます。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費等繰入金、補正額175万円は、3 款同様、介護サービスの利用増加に伴う町の法定負担分でございます。

2 目地域支援事業繰入金（介護予防事業）、補正額 1 万5,000円は、介護予防事業に係る人件費の町の法定負担分でございます。

3 目地域支援事業繰入金（包括的支援事業等）、補正額 6 万7,000円は、包括的支援事業に係る人件費の町の法定負担分でございます。

4 目その他一般会計繰入金、補正額53万1,000円は、人事異動に伴う人件費の減額でございます。

7 ページをご覧いただきたいと思います。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額530万6,000円は、平成24年度からの繰越金を充当し、収支の均衡を図りました。

8 ページをご覧ください。歳出についてご説明させていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額53万1,000円は、人事異動による減額でございます。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目介護サービス等諸費、補正額1,400万円は、介護サービスの利用増加に伴う介護給付費の増額でございます。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、1 目介護予防事業費、補正額12万円及び2 項包括的支援事業・任意事業、1 目包括的支援事業・任意事業、補正額34万円は、職員人件費の調整分でございます。

9 ページをご覧ください。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金、補正額59万3,000円は、平成24年度地域支援事業交付金の精算に伴う支払基金への返還金でございます。

2 項繰出金、1 目一般会計繰出金、補正額97万5,000円は、平成24年度介護給付費等の精算

分として町一般会計へ繰り出すものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

8ページ、歳出の中の保険給付費、介護サービス等諸費ということです。地域密着型介護サービス給付費として1,400万円の補正ということなんですけれども、この具体的な内容を、多分年度途中で足らなくなったということだろうなと思うんですけれども、地域密着型在宅を含めたものが多いんだろうなと思うんですけれども、具体的な内容、件数と申しましょうか、この半年間でどういう特徴があるのかということについて説明を求めます。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） まず、具体的な内容ということでございますので、増加の明細といたしましては、認知症のグループホームの関係でございまして、こちらに当初は5名分を予定してございましたが、このところちょっと増えまして3名ほど増加がございましたので、その分の負担分でございます。認知の程度によりますが、大体1人当たり月24万円ぐらいかかりますので、そのうちの個人負担分が10%、1割でございます。

近年の状況といたしましては、やはり認知症の高齢者が非常に多くなってございまして、私どものほうにもこの対策ということで、今執行部のほうで指示を受けておりますけれども、町長のほうからもお話がございしますが、認知症の見守り体制の整備ということで、今後の事業展開として、認知症の見守りサービスということで、各郵便局とか民間業者のネットワークづくりを一つ考えてございます。

また、特養の外房等ございますが、施設の活用によりまして、認知症対策を今後も考えていきたいということです。その他、いろいろな委員会等もございまして、またそういった委員会とも連携しながら、いいお知恵をおかりしながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第8号は議案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎日程変更について

○議長（中村俊六郎君） 次に、日程変更についてお諮りいたします。

平成25年9月11日、日程第14、議案第9号 平成25年度御宿町一般会計補正予算（第3号）については、平成25年9月12日、日程第3号、日程第1とし、それ以下の日程を繰り下げ、明日、12日の開議時間を午前9時としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

日程第3号については、明日配付いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（中村俊六郎君） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

明日12日は午前9時から会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後 4時24分）